

平成28年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成28年 6月13日 開会

平成28年 6月16日 閉会

大 樹 町 議 会

平成28年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月13日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成27年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 議案第 44号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第 46号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第10 議案第 47号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第11 議案第 48号 平成28年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 49号 財産の取得について
- 第13 議案第 50号 財産の取得について
- 第14 議案第 51号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村 田 修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者出納課長	高 橋 教 一
病 院 事 務 長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	浅 井 真 介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	森 博 之

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力
係 長	鎌 塚 喜代美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

8番 安田清之君
9番 志民和義君
10番 阿部良富君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告。

去る6月6日午前9時30分より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議しましたので、ご報告申し上げます。

本定例会への提出案件は、報告1件、委員の選任1件、規約の変更3件、補正予算1件、財産の取得3件、一般質問は、5議員9項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から6月16日までの4日間とし、14日は休会といたします。

なお、会期日程については、お手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われ

るよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの4日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、平成28年3月7日開会の第1回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による3月、4月、5月、6月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

とかち広域消防事務組合議会臨時会及び十勝環境複合事務組合議会臨時会、十勝圏複合事務組合議会臨時会が、5月16日、帯広市で開催されました。議長が出席しております。南十勝複合事務組合議会臨時会が、5月23日、大樹町で開催されております。志民、高橋、船戸議員が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会では委員会を2回、経済常任委員会では委員会を3回、広報広聴常任委員会では委員会を1回、議会運営委員会では委員会を3回開催しております。

第4、会議関係と、第5、その他につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成28年5月13日開会の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の自衛隊浜大樹揚陸訓練であります、中部方面隊が実施する協同転地演習の中で行われる浜大樹での揚陸訓練について、実施予定日が7月9日、10日を予備日とすることで発表がなされております。

2番目の要望・要請ですが、高規格道路の忠類大樹と豊似間の新規事業化が正式決定されたことから、お礼を兼ねて期成会による要望活動を実施をしたところであります。

3番目の航空宇宙関連ですが、関係機関による実験のほか、大樹高校を会場として、宇宙関連の講演会を開催しております。

4番目の平成28年度国・道関係事業であります、事業内容等について関係機関から情報をいただきましたので、後ほどお目通しをいただきたいと思いますと思っております。

5番目の大樹町健康増進計画、健康たいき21についてであります、別紙に概要を添付させていただきました。また、本編につきましては、別途お配りさせていただきましたので、こちらにつきましても後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目の町営牧場夏期放牧の入牧状況であります、昨年と比較すると、預託戸数は減少しているものの、頭数は増加しております。なお、夏期放牧は10月中旬から下旬ごろまでを予定しております。

7番目の農作物の生育状況ですが、6月1日時点の良否は、畑作物、飼料作物ともにやや良から良で、平年よりもおおむね1週間程度進んでいるということであります。このまま順調に推移し、豊穰のでき上げを期待しているところであります。

8番目の委員の委嘱についてですが、広尾保護区の保護司では、高校通の山中さんが法務大臣より委嘱を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

また、任期満了により、地域安全推進協議会委員を40名の皆様に、交通安全指導員を13名の皆様にご委嘱申し上げます。

9番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を11件、物品購入契約を2件、業務委託契約を3件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しておりますので、ご報告を申し上げます。

10番目の人事関係、11番目のその他、来町者及び会議出席等につきましては後ほどお

目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、1番目の委員の委嘱についてでございます。

(1)の大樹町社会教育委員についてであります。改選期を迎えましたので、新たに社会教育関係団体の代表者や学校関係者など10名の方を委嘱しております。任期については、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となっております。

次に、2ページ目の(2)の大樹町図書館運営委員の補充についてであります。教職員の人事異動等により欠員が生じたことから、新たに3名の学校職員を委嘱しております。任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの残任期間となっております。

次に、(3)の大樹町スポーツ推進委員の補充についてであります。現在委嘱中のスポーツ推進委員1名から、健康上の理由から辞任の申し出がありましたので、新たに1名を委嘱しております。任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの残任期間となっております。

次に、項目の2番目の優秀選手派遣についてでございます。

5月14日に釧路管内の白糠町において開催されました第37回道東小学バレーボール大会に、大樹小学校の10名の児童を選手として派遣しております。大樹小学校のバレーボールチームは、十勝管内の大会で優秀な成績を残しましたことが評価され、本大会に出場したものであります。大会結果は、5に記載のとおり、第3位と優秀な成績をおさめております。

最後に、3ページ目の3の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

3月以降の南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動の主なものとして、①の主催事業では、3月27日から29日までの2泊3日で大樹・開拓キャンプを実施し、小中学生16名が参加しております。5月21日には、山菜とり体験などの日帰り体験活動を実施しております。

このほか、②のその他として、5月5日のこどもの日ミニイベントにおいて、まき割り体験のブースを設置するなどイベントの運営に参加しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

町長の行政報告で、1番目の自衛隊浜大樹揚陸訓練についてですが、毎年お願いしている

のですが、あそこの沿岸の砂利道路、それを一時期ですが駐車禁止にしたことがあったのです。昨年も町長に、しないようにということで警察にお願いして、その結果、通常どおり私たちが集会をやらせていただいているのですが、警察のほうも大変丁寧な対応をしていただきました。改めて町長から、今年も、またひとつ通常どおりの通行をしていくようお願いしてほしいなということと、もう一つは、地元の方についての通行についても、一時期、許可証などを発行したこともあります。運転免許証で十分ということで、それについてはまた町長をお願いをしたいので、よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま志民議員から、先ほど報告をさせていただきました自衛隊浜大樹揚陸訓練についてのご質疑をいただきました。

私どもも、この予定で行われるということをお聞きしているだけでありますが、訓練等については例年同様の形で行われるのかなというふうに思っております。必要な手続については、また住民の皆様からの要望等も含めて、しっかりと自衛隊、警察のほうにもお伝えをしたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

高規格道路が決まりました、町長が東京のほうへお出ましになってお礼を言ったというふうに、ここに書かれております。ただ、私が懸念を抱くのは、できたことは大変喜ばしいことなのですが、乗り口がどういうふうになるのかという問題が一つもこういう中に出てこない、今まででもです。初めて高規格道路が決定されたのですが、そういう中身が一つも我々の耳にも届きませんし、どのような状態、位置については別ですが、乗り口がどのような形になるのか。この問題というのは一つも耳に入りませんので、町としてはどのようなお考えがあるのか。向こうのこともあるのですが、忠類にあるわけですから、今、大樹のところへ一つ降りるということがあるのですが、そこら辺の乗り口がどういうふうになるのかというのは、我々やっぱり、町民としては聞きたい部分ではないかなというふうに思うのですよ。そこら辺をちょっとお聞かせをいただければ、決まっていなくても決まっていなくても結構ですし、現実的に、町の考え方、国の考え方があれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま安田議員から、要望・要請関係で高規格道路の関係のご質疑をいただきました。

ご承知のとおり、忠類大樹から豊似間までが事業化になったということのお礼も兼ねて、また、残された区間についても、さらに事業化に向けてのお願いをしてきたところであります。

翌日の6月1日に、大樹町で開発がこの道路の計画の説明会を行いました。昼の部、夜の部ということで、多くの町民の方のご参加をいただいたところであります。その中で、ただいま開発がこれから進めようとしております忠類大樹から豊似間までの大まかな想定されている路線、また設置を考えている施設等についての説明があったところであります。

大樹町内では、道道幸徳大樹線、雪印から入って尾田に抜ける道路ですが、あそこの道道のところにインターチェンジができるという内容の発表がありました。また、今区間の最終のところであります豊似にも、国道236とぶつかるところにインターができるというふうに聞いているところであります。

また、従前から確認をしておりますが、今現在、大樹忠類間のところにありますインター、仮のインターですけれども、あれはあのまま残していただくということで開発のほうとは確約をとっているところであります。ただ、あそこから広尾方面に乗り降りをするという乗り口、降り口については、開発のほうでも設置をしないということでもありますし、大樹町といたしましても、あの部分から広尾の方向に行くということは余り想定されないかなというふうに思っておりますので、現状のまま帯広方面に乗り降りができるような形でインターは残していただくということが大樹町としても必要かなというふうに思っております。

今、大樹町内にできますインターの形状等については、まだ詳しく説明がないということでありますので、設置をそこにするというので、この場でご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

大まかなタイムスケジュールですが、今年度、開発のほうで測量を行って、来年度以降、手続きが終わった段階で地権者の方と相談をさせていただいて用地買収に入るというふうにお聞きしております。現場で実際に工事が始まるのは平成30年になるかなというふうに思っておりますし、まだまだ予定、予算のつきぐあい等もあると思いますが、おおむね大樹インターまでは6年程度で開通をしたいということで、これから事業が進むというふうにお聞きをしております。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

場所的にいくと結構遠いのですよね、町から行くとインターチェンジまで。そこら辺も含めて、やはり住民の足になるものが、乗るところが遠いというのは不便だろうと。そこら辺も充分要望をしておいていただきたいと。忠類については、乗るだけはそのまま続行をする

と、降りることは停止をするということだろうというふうに思うのですが、そこは別なのですよね。降りるのもオーケーなのですか、あれ。もう1回そこだけ。聞くところによると、降りるのは忠類でと、乗るのは大樹からというような話もちらっと聞いていたのですが、もう1回そこだけ確認をしておきます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

まず、既存の忠類大樹のインターのところにある乗り口、降り口については、帯広方面に向かう、そして帯広方面から戻ってきたときに、乗り降り可能、今のままで設置、そのまま残していただくということで開発のほうには確認をしているところであります。

また、大樹町内にできるインターチェンジの場所等につきましては、住民の要望等も含めて、利用しやすいような場所ということも、当然、地元としては要望したいと思っております。ただ、歴舟川を渡る場所等もありますので、高規格道路というようなところもありますので、運行に支障のないような路線の位置というものも必要かというふうに思っておりますので、そういうことも含めて、今後、地元として必要なことは要望していきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富議員

町長の、会議関係で農業再生協議会の話し合いをしておりますが、再生協議会の、ここは悪い農家をやめさせるとか、そういうことですか。それとも、どのような意味ですか、この再生協議会というのは。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま会議の関係で、阿部議員から再生協議会の内容のお話をいただきました。

今、国の各種事業で、その事業を進めるに当たって、受け皿となる協議会をつくって、計画をつくって進めるというやり方がとられているところであります。

この協議会につきましては、畜産クラスター事業を行うための協議会であります。この協議会が主体となって大樹町におけるクラスター関係の計画をつくって、それを事業実施するというところであります。

大樹町においては、大樹と生花・晩成の二つの協議会を有しております、その包括的な立場で、この再生協議会がクラスター事業を推進する母体となっているという形であります。

事業の詳細等については、申し訳ありません、ちょっと総会の議案を持ってきておりま

せんので、必要であれば後ほど担当のほうから提供させていただきたいと思います。

○議 長

これでよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

それでは、質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6 報告第1号平成27年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第1号平成27年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算、第7号と第9号でお認めをいただきました繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより、ご報告を申し上げるものがあります。

それでは、内容について、朗読によりご説明をいたします。

報告第1号、平成27年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成27年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

平成27年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、事業名、地方創生加速化交付金事業、金額、911万円、翌年度繰越額、911万円。財源としては、未収入特定財源として、国庫支出金911万円であります。

もう1点、事業名、庁内LAN維持管理費、金額、1,753万4,000円、翌年度繰越額、655万4,000円。財源は、未収入特定財源として、国庫支出金327万6,000円、町債320万円、一般財源が7万8,000円となるものであります。

以上、合計で、翌年度繰越額1,566万4,000円、未収入特定財源1,558万6,000円、一般財源7万8,000円となるものであります。

以上のとおりご報告を申し上げますので、内容をご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第7 議案第44号

○議 長

日程第7 議案第44号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。

議案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち岡島勉氏は、平成28年6月22日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町高校通17番地1、田中英治氏、昭和20年4月11日生まれであります。

参考として、任期は平成28年6月23日から平成31年6月22日までの3年間であります。

田中氏にあつては、大樹町のご出身で、JA大樹町の参事を歴任され、また、人権擁護委員もお勤めいただくなど豊富な知識と経験をお持ちで、公正、高潔な人物であることから適任と判断をしたものであります。

なお、議案下段に地方税法の関係条文を抜粋で掲載しておりますので、内容をご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案件については、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき、討論を省略いたします。

これより、議案第44号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第8 議案第45号から日程第10 議案第47号

○議 長

日程第8 議案第45号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、日程第9 議案第46号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更、日程第10 議案第47号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました議案第45号から第47号まで、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第45号につきましては北海道市町村職員退職手当組合、議案第46号につきましては北海道町村議会議員公務災害補償等組合、議案第47号につきましては北海道市町村総合事務組合の規約の変更についての議決をお願いするものであります。

規約の変更理由ですが、北空知学校給食組合の解散に伴い、それぞれの組合の規約に掲げられた組合を組織する構成団体から北空知学校給食組合を削除する必要があるためであります。

それでは、議案順に内容のご説明を申し上げます。

議案第45号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてですが、第1条の改

正については、表現の誤りを修正するもの、第3条の改正については、組合を構成する地方公共団体について、従前、一つの表で整理していたものを市町村と地方公共団体の組合に分けて整理をするもの、第5条の表の改正については、句読点の誤りを修正するとともに、町村から選出される組合議会の議員の選出区域について、根拠となる北海道の条例の規定を明記したものであります。

別表の改正ですが、表を市町村と地方公共団体の組合の2本立てとするとともに、解散した北空知学校給食組合を削除しております。

議案第46号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、組合を構成する団体の表の中から北空知学校給食組合を削除するものであります。

議案第47号の北海道市町村総合事務組合規約の変更についても、組合を構成する団体の表の中から北空知学校給食組合を削除するもので、あわせて空知総合振興局管内の加盟団体数を修正しております。

なお、附則といたしまして、この規約の施行日につきましては、いずれも総務大臣の許可のあった日とするものでありますので、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号

○議 長

日程第11 議案第48号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第48号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町一般会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,413万円の追加であります。

内容につきましては総務課長から説明をいたさめますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第48号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,413万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ62億2,975万8,000円とするものでございます。

最初に資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

最初に、総務費、企画費、移住促進事業、工事請負費で493万6,000円の増。大樹

小学校の旧校長住宅を3棟目のお試し暮らし住宅として活用するための経費で、屋根や外壁、浴室や台所などの水回りの修繕、暖房機器の設置などに要する経費を計上してまいります。

続きまして、大樹町地域おこし協力隊設置事業、需用費から備品購入費まで51万9,000円の増。企画商工課に配置しております地域おこし協力隊2名につきましては、ふるさと納税の広報強化や地域情報を発信するフリーペーパー「ソラユメ」の発行など、さまざまな場面でご活躍をいただいております。今回は、フリーペーパーの増刷、従前4,000部であったものを6,000部にするための費用、それから、その作成のためのソフトウェアのライセンスの使用料、取材用のデジタルカメラの購入に要する経費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、地方創生推進交付金事業、負担金、補助及び交付金で10万円の増。財源は、国・道支出金が5万円の増、一般財源が5万円の増でございます。地方創生を推進するため新たに創設された地方創生推進交付金を活用した事業で、平成27年度予算で繰越明許費とした地方創生加速化交付金で取り組んでいる広域連携事業、とかち・イノベーション・プログラムで出されたアイデアを具現化し、起業、なりわいを起こす方を目指す人を支援するため、帯広市を中心とした広域連携により、人的なつながりの一層の拡大、強化を図る十勝コネクション事業を実施するための経費でございます。

続きまして、中段、民生費、社会福祉総務費、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、職員手当から負担金、補助及び交付金まで720万円の増。財源につきましては、全額が国・道支出金でございます。消費税率の引き上げによる影響緩和のため、所得の低い方を対象とした臨時的な措置として、今年度も支給される臨時福祉給付金と賃金引き上げの恩恵が及びにくい方を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に要する給付金及び給付のための事務経費でございます。臨時福祉給付金につきましては、お一人3,000円で1,200名分、障害基礎年金または遺族年金を受給している方を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金については、お一人3万円で70名分の予算を計上するものでございます。

続きまして、保育所費、児童保育一般経費、委託料で63万円の増。多子世帯、子どもの多い世帯やひとり親世帯等の保育料の負担軽減の実施に伴いまして、保育料の電算システムにつきまして改修を行うための経費でございます。

4ページでございます。町立認定こども園運営費、共済費及び賃金で296万6,000円の増。財源は、その他、分担金及び負担金で1万7,000円の増、一般財源が294万9,000円の増でございます。尾田認定こども園の入園児童数の増加に伴いまして、臨時栄養士や臨時保育士の勤務時間の延長、さらには人員増を図るための賃金及び社会保険料の増加によるものでございます。

続きまして、衛生費、母子保健費、母子保健事業、扶助費で150万7,000円の増。財源は、国・道支出金66万1,000円の増、一般財源が84万6,000円の増。分娩

可能な産科医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身や経済的な負担が大きいことから、北海道の補助事業を活用し、健康診査や出産のための交通費や検診費等を助成するものでございます。

次に、予防費、予防接種事業、委託料で60万円の増。10月から始まりますB型肝炎ワクチンの定期接種化に伴う経費で、対象は、今年の4月以降に生まれ、1歳に至るまでの乳児。1回4,000円で、1人3回、50名分の予算を計上してございます。

次に、農林水産業費、牧場整備費、畜産担い手育成総合整備事業、委託料で136万2,000円の増。町営牧場の草地整備改良のための経費でございますけれども、当初の予定面積6.5ヘクタールを11.25ヘクタールに拡大し、良質粗飼料の確保を図るための経費でございます。

次に、商工費、観光振興費、ふるさと応援推進事業、委託料と使用料及び賃借料で140万円の増。昨年度のふるさと納税につきましては、その前の年に比べ件数で約5.5倍、金額で約6.7倍となり、お返し物、返礼品の発送管理や寄附者情報のデータ管理が大きな課題となっております。また、寄附された方にリピーター並びにサポーターとして町を応援していただけるよう、広報活動等の強化も必要であることから、ふるさと納税の管理システムを導入するとともに、PR用のパンフレットもあわせて作成しようとするものでございます。

次に、観光施設費、海浜公園維持管理費、工事請負費で216万円の増。ホロカヤントウに行く海岸線道路につきましては、強風に伴う高波により浸食され、一部が決壊し、通行不能となっており、特に冬季のワカサギ釣りなどでの駐車場不足、雪解け時の通路の水たまりなどの解消に対する要望が非常に強いことから、通路並びに駐車スペースの路盤を改良し、環境改善を図るための経費でございます。

続きまして、教育費、社会教育総務費、学校支援地域本部事業、報酬で60万円の増。財源は、国・道支出金が24万9,000円の増、一般財源が35万1,000円の増でございます。地域全体で子どもたちを育む体制づくりを進めるため、学校支援地域本部に教育活動推進員や地域コーディネーター、学習支援員などを設置するための補助要望を上げておりましたが、今回、補助金の内定をいただいたことから、これらの経費を計上するものでございます。

続きまして、5ページ、図書館総務費、図書館管理運営費、備品購入費で15万円の増。財源は、全額がその他寄付金でございます。帯広信用金庫様から、創業100周年の記念事業といたしまして、図書館の図書購入費としてのご寄附をいただきましたことから、その趣旨に沿いまして、今年度の図書購入費を増額するものでございます。

以上、合計で補正額2,413万円の増。財源内訳では、国・道支出金816万円の増。内訳といたしまして、国庫支出金725万円の増、道支出金91万円の増でございます。その他、16万7,000円の増。その他の内訳につきましては、分担金及び負担金が1万7,000円、寄附金が15万円。一般財源で1,580万3,000円の増となるものでござ

ざいます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

最初に、歳出でございます。

歳出合計、補正前の額62億562万8,000円、補正額、2款総務費から10款教育費まで2,413万円の増、補正後の歳出合計が62億2,975万8,000円。

続きまして、1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計、補正前の額62億562万8,000円、補正額、12款分担金及び負担金から19款繰越金まで2,413万円の増、補正後の歳入合計が62億2,975万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

3ページのところで質問させていただきます。何点かありますので、よろしく願いいたします。

総務費の工事請負費で、お試し住宅が3戸目だよということでの話しだったのですが、それほど需要があるのか、まず1点目にお聞かせいただきたいと思います。

それから、民生費の社会福祉総務費の中の職員手当ということで50万円増なのですが、職員手当の種類を教えてくださいたいと思います。

それから、4ページの町立認定こども園の運営費増で、賃金で238万5,000円ということなのですが、臨時保育士、臨時栄養士ということなのですが、その必要性を教えてください。

それから、あと、4ページの教育費の社会教育総務費の中の報酬で60万円補正をしようとしていますが、どのような相談員の方が配置になるかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ご質問いただきました、移住促進事業のお試し住宅の需要があるかということでございますけれども、以前議会でもご質問がありまして、夏場の利用に関しましては、14件ほ

どお断りしているという部分がございます。冬場は全く申し込みが来ないというのが現状でございますけれども、現在2軒ある住宅につきましては、1年前から予約を受けておりますが、例えば6月から使いたいという、1年前の6月に予約ができるのですけれども、その後いろいろ申し込みが来てお断りしているというのが14件あったということでございます。

また、今回整備しますのは、お試し住宅ではあるのですけれども、ワーキングステイという、ちょっと新しい取り組みをしてみたいなと思っております、お試し住宅そのものは、現在は仕事で来る方はだめですよと、ここの住環境に慣れていただいて、見ていただいて、移住をすることを検討していただくことを目的としておりますけれども、今度は仕事しながらここに住むことを考えていただくようなこと、今、テレワークとかサテライトオフィスとかいろいろ、都市部から郡部に出て仕事ができる形というのが結構ありますので、そういった方をまず呼んでみるような使い方をしてみたいと考えているところでございます。

○議 長

村田保健福祉課長

○村田保健福祉課長

まず、1点目の社会福祉総務費のうちの職員手当の関係ですが、時間外勤務手当として50万円を見込んでおります。

次の児童福祉費における賃金の必要性ということですが、4月1日現在、29人で尾田認定こども園が始まったところですが、6月1日現在では、0歳児を新たに1人受けまして、30人ということになっております。

また、新年度当初から預かっているお子さんの中に障がいのあるお子さんがいまして、その方につく職員が必要だということで、その方の分の賃金ということで見させていただいているということで、賃金の増加をお願いしている分がございます。

以上でございます。

○議 長

井上社会教育課長

○井上社会教育課長

地域のコーディネーターにつきましては、町内の小中学校が必要とする学校支援活動及び活動を支援できる地域住民の方の調査、それと連絡調整を行うべきコーディネーターを今考えております。個人名につきましては、これから調整をさせていただき、進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

皆さんのお答えは理解できたのですけれども、お試し住宅なのですから、大変人気のあることは本当に嬉しいことだと思うのですが、その中で大樹に定着していただいた方というのは、実績についてお伺いしたいのと、ワーキングステイというふうなことで、そのことというのは、例えば公営住宅は無理にしても職員住宅をちょっと転用するとか、何かそういうふうなことというのはご協議なさったのかお聞きしたいです。

あと、ちょっと一つ気になったのは、民生費の中で、保育所関係のほう、大変、小さい子どもも、前に資料でいただいておりますけれども、障がい児保育などというのは、従前は、小規模保育所ではいろいろ無理がかかるからということで法人のほうで、補助金を役場の方で用意して、そして障がい児保育に当たっていただいたのですけれども、今はそういうふうな制度がないのか、そのことについてお伺いします。

あと、コーディネーターのことは、個人のことを知りたいのではなくて、子どもさんの放課後の在り方とか、そういうふうなことを豊かにするためにというふうにして理解してよろしいのでしょうか。

その3点、済みません、それぞれお願いいたします。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

お試し住宅のご質問でございます。

実績としましては、2世帯2夫婦といたしますが、4名の方が移住されております。お試し住宅に住んでいる間に、絵画を描かれる方が活動をしながら住宅の場所を探しまして、現在は建てられて拓北に住んでおられるという方が1件と、もう1人の方は、こちらにいられて、やはり土地を探しまして、こちらも拓北に、ご自分で住宅を建てて住んでおられるご夫婦がおります。また、現在検討中とか、物件はないかねと言いながら毎年来ておられるご夫婦の方もおられます。

また、ワーキングでは職員住宅などの検討をしたかということなのですが、お試し住宅でもそうなのですが、ワーキングも、家具が揃っていて、やはり風呂、あるいは水回り、トイレなどが整っていないと、ちょっと住めない。職員住宅を改造していろいろやると、それはできるのですけれども、同じことかなということになりまして、ある程度、手ぶらで来て住めるような状況、短期間、1カ月、2カ月を想定しておりますので、そういったような、家具もそろった状況にしたいと思っております。

○議 長

村田保健福祉課長

○村田保健福祉課長

障がい児の保育についてでございますが、法人の保育におきましても、要特別支援児保育加算ということで、支援が必要なお子さんを見ていただいた場合については、その加配

保育士について、月額12万円をこちらのほうから加算してお支払いするというようお願いしております。従来より引き続きお願いする形で、今もやっていただいているということでございます。

以上でございます。

○議 長

井上社会教育課長

○井上社会教育課長

放課後の学習プラスアルファ学校における支援活動、例えば部活動の支援補助とか学校の支援補助、環境整備補助、これにつきましても担っていただくというようなことで考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと昔の知識と今の知識であれなのですが、障がい児保育なんかの場合には、例えばお子さん3人に保育士の先生1人とかということで、加算というよりは補助金というような形の中で運営されていたのではないかなど、ちょっと15年も20年も前の知識ですので、もしかしてそういうふうな制度がオーケーでしたら、障がい児の方もまとめてお世話になったらいいのではないかなど思うのですが、特別お世話になれない理由が、もう既に3人いるとか、もう手いっぱいなのだよとかと、そういうふうな理由というのは、まとめられたほうが、何か効率もいいし、お金も少なく支出されていくのではないかなど思っているのですが、そのことを最後にお聞きしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長

○村田保健福祉課長

まず、法人につきましては、現在、委託契約を結んでいるということで、契約の中で加算の分をお支払いするというような手続をしております。必要な保育士の加算につきましては、その子の程度にもよりますので、例えば多動でどうしても誰か1人つかなければいけないとか、障がいがあるということで絶えず見守りを必要な場合については1対1で、必要になるということで、そこは保育園のほうと協議をして、この子についてはこういう見守りとか、そういう必要な事柄があるので加算をしていいかということで協議をいただきまして、それに基づいて加算を行うような手続をしております。例えば3人に対して1人とか、そういうふうな、必ずしも人数で決めているというような形ではなく、随時協議しながら決定するような方法をとっております。補助金ではなくて、あくまでも契約の中でその分をお支払いするというような形になっています。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑。(発言する者あり)

○議長

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員が質問していた関係と重複しますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

移住促進、大変いいことをやっているというふうに僕は思っておりますが、現実的に、あそこの中に入ると結構寒いのですよね。あの屋根と壁だけ直して、水回りも直すというのはわかるのだけれども、今、気密性のいい家がどんどんできてきている時代に、座るとお尻が冷たい。これは、やっぱり、これから冬も来ていただかなければいけないのかなと思うのです。あの家に住むというのは、職員の方は住んだり、いいところがどんどんできておりますけれども、やっぱり内装もきちんと、住めるのだから、暖房器具だけではなくて、やっぱり断熱材をきちんともう1回やり直すとか、そうすると、結構暑いのですよ。温かい。壁を外して、ばたばたと、そんなにかかるものではないと思うので、外すぐらいと断熱を入れるだけ。そのときに、ちょうど柱が腐っていれば直せる部分もあるので、寿命も長くなるという部分もありますので、いいのかなと思いますので、今回は予算が出ておりますから、これはわかったというふうにして、今後検討をしていただきたいと思いますし、もう一つ聞きたいのは、ワーキングになると海外の方もいますよね。ワーキングビザを持ってくる方。1年間とか。そういう場合は、どういう対応をするのか。これは日本人だけに限定しているのか、海外にだけ限定しているのか、そこら辺をまず一つお伺いをいたします。

それから、もう一つ、福祉保育関係のところ、時間外で50万円だったか60万円、やってもいないのに予算要求というのは、これは何なのか。何時間で何名分なのか。何もやっていないのだよ、まだ。やらないのに時間外ですという要求は、これは認められません、現実的に。やって、後で出すべきですよ、補正で。人員が増えて、こうやって時間外が出ましたというのなら、初めからこれを出してきている、補正で。これはちょっと問題があるというふうに思うのですが、そこら辺はどうなのか。とっておかなければ時間外ができないからということではないのでしょうか、時間外というのは。緊急に迫れば、時間外を出すことは我々も認めているわけですから、やらないうちに出すという観点が現実

的にわかりません。それは説明を的確にお願いを申し上げます。

それから、母子保健の関係で、妊婦さんのバス代等々を出しますと。これは何名分なのか。今、何名の方がこういう助成をお受けになっているのか、お聞かせをいただきたいと。

この3点、お願いいたします。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ご質問の件につきまして説明させていただきます。

確かに寒いというのはございまして、大体40年代の建物でございまして、たまたま冬の利用がないということでそのままにしてあって、また、ストーブをつけているので、対応しているというようなどころがありまして、実際に来られたら、北海道というのはこんなに寒いのかと思われて、悪い印象を持たれてしまっは元も子もないと思いますので、どういった修繕ができるか、ちょっと建築のほうとも相談しながら考えたいと思っております。

また、海外の方のワーキングステイはいかがかというのは、実は余り想定をしておりませんでしたので、海外も、今はインターネットを使えば仕事ができる部分というのはございますので、もしこの町で仕事をしていきたいのだという意思があつて使うのであれば、受け入れる方向で考えていきたいなと思っております。

○議 長

村田保健福祉課長

○村田保健福祉課長

まず、臨時福祉給付金に係る時間外についてですが、これにつきましては、全額国で対応するという事になっておりまして、国に申請する際に、この臨時福祉給付金のほかに、係る経費の見込みを出して申請するという事になっております。そのために、今回、時間外につきましても、4人分ということで出させていただきます。

もう一つが、母子保健のほうの妊婦の交通費の関係ですけれども、平成28年4月から、母子手帳をもらっている方が現在12名ほどおりまして、この方たちについて、4月に遡って対象にするということにしております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

黒川課長、よろしく願いをまずしておきます。

それから、これは国に出せと、時間外を国も認めていると。時間外があるのだと。このようなものはちょっと問題であつて、時間外というのは後から要求するのだよね、通常。国もおかしい。国の要求であるから出しましたと。これはわかりました。

それで、町長、これは12名分。総額にすると、これはどのぐらいかかるのですか、現実的に。これは何分の何助成しているのか。全額なのか。その部分はまだ一度お聞かせください。母子の部分。

○議 長

村田保健福祉課長

○村田保健福祉課長

まず、母子の健診に係る交通費につきましては、今年度50人を一応予定しております。経費につきましては、実際にかかった経費、あるいは道の補助単価の安いほうということになっておりまして、大樹町におきましては、道の補助基準額が片道1,225円と決まっております。このうち3分の1を道が負担することになっておりまして、町も3分の1を負担してということで、3分の2を負担して出すということで考えております。負担額につきましては、片道816円ということで考えております。この分を50人分ということで、大体1人16回くらいかなということで考えておりまして、金額で大体130万円ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま民生費の臨時福祉給付金の中の職員手当のご質疑をいただいているところであります。これは、議員もご承知のとおり、国が進める新たな交付金制度ということでありまして、全額国費で負担をするということであります。その申請の段階で、必要なそれぞれの給付金に係る人数であるとか、または事務手続に係る経費を見込んだもので申請をなさという形になっているものであります。

職員手当の部分での時間外については、予ねてから議員の皆様からも増加にならないように努めるということをご指摘をいただいているところでもありますし、職員の健康管理という部分からも、安易な増加は慎むべきだというふうに日々努めているところでもあります。この50万円につきましては、4人分の概算の数字ということでもありますので、実績の段階で最終的に交付金がいただけるということになると思いますが、係る経費が拡大しないように努めていくということで、この部分については申請という段階だということでご了解をいただきたいと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長、十分わかっておりますので、この件についてはこれでやめておきますけれども、これは何かの機会に国にも要望をしておきます。出ないうちに要求せいというのはおかしいと。書いて出せなどという、ばかな話はあるかと。財政が大変ゆるくないという時代に、

こういうずさんなことをやっている自体が、我々一般市民とかけ離れた予算要求をさせるという自体がおかしいので、これは国に私のほうからも申し入れておきますので、町長はそれでよろしいです。

これ、町長、母子のほう、全額にしてやりなさいよ。50人で予算はとっているけれども、50人は多分ないのだろうというふうに私は思っております。もしあれであれば、全額町のあれで、子どもは大樹の宝になるわけですから、現実的に、全額にすると総額でどのぐらいになるの、これ。交通費。全額町で持つよと。全額持ったら、どのぐらいになるの。この差額、どのぐらいになるか、ちょっと。これは3回目だから。そこだけ聞いてやめますから。多分、出ているのだろうと思うので、計算をぱぱっとして、50人のあれで計算して、お聞かせをください。それでやめますから、金額だけ聞いて、あとは後日、またお伺いをするということをお願いをいたします。

あとは町長、全額、もしできれば、それはお答えをいただければありがたいかなと思います。

○議 長

村田保健福祉課長

○村田保健福祉課長

今回、道の基準額の、道が3分の1、町が3分の1といたしまして、1,225円のうちの816円を助成するというふうにさせていただきました。これは片道についてです。内部でこの部分を検討したときに、例えばバス賃であると、片道1,470円かかります。ただ、実際にバスで行く人はいないだろうと、ほとんどご主人とかご自分で行かれるだろうということで、自家用車ということで考えた場合、大樹町の陸路で計算しても、バス賃よりももうちょっと高いくらいだろうと。そうすると、基本的にはどちらか低いほうということですので、道の補助基準額を使わざるを得ないということで、片道1,225円になるだろうという検討結果でした。ただ、実際乗用車で行った場合に、ガソリン代が片道1,200円かかるのかなという議論になりまして、実際、片道、帯広ですと60キロくらいということで、リッター大体、10キロ走ったとしても100円から110円くらいだとすると、道の3分の1、町の3分の1の816円でほぼ実費分はまかたして、ご本人の手出し分はないというような観点から、この分までにとどめるということにしました。

実費分ということでやっている町村もあるということなのですが、そうすると、今度は実費を使ったということで、バス代の請求というのでしょうか、そういう部分もあるので、できるだけ妊婦さんに手間のかからない方法でということもありまして、そういう方法をとらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問の母子保健の関係の妊産婦に対する助成の関係であります。

先ほど私どもも、行政報告のほうでも資料をお配りさせていただきましたが、健康増進計画、健康たいき21の中で、第1次の中から追加している項目の中には、妊婦や子ども、高齢者の健康問題を追加しているということで、今後、この計画に基づいて、全てのライフステージに応じた取り組みを推進していくということを定めているところでもあります。

安心して子育てができるような環境をつくっていくという部分では、妊産婦に対する各種補助制度の拡大も必要かなというふうに思っております。今回は国、道の事業を追加で予算を提案させていただいているところですが、今後、必要な部分については、さらに私どものほうでもいろいろな形で事業展開をしていきたいというふうに思っているところがあります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

12ページの民生費の保育所費、委託料と賃金についてお聞きしたいのですけれども。

まず賃金ですけれども、63万。今の説明の中で、多子家族等々、システム改修による63万というのですけれども、国で通達されました保育料の軽減措置の中に、多子家族、低所得者、年収360万円以下に対する、そのことのシステム改修委託料の関係なのか、その辺ちょっと、委託料を詳細に聞きたいと思います。

それと、賃金の関係ですけれども、臨時栄養士ですけれども、今年から新たに予算で101万6,000円当初予算をつけているのです。これにまだ上乘せするというのですけれども、その101万6,000円のときの当初の時間シフトで、多分それで101万6,000円が出たのですけれども、これを増額するというのは、どのぐらいの時間シフトが増えるのかお聞きしたいのと、それと、臨時保育士ですけれども、今、同僚議員のほうから障がい児保育ということも出たのですけれども、当初の説明で、4月段階で29名がいて、今段階0歳児が増えて30名だよとなったのですけれども、ということは、その0歳児の子は、何歳かわかりませんけれども、4月段階で入所したのか、途中で入所されたのか。そうしたら、臨時保育士の予算が昨年より約47%増額しているのですよね、当初予算で。そうすると、その中に障がい児の保育士の賃金をきちんと見ていなかったのか、その辺聞きたいと思います。

それと、この賃金を上げるということは、通常保育の中で臨時保育士を1名ないし2名増員するのか、いろいろ制度の中で、例えば地域子供支援事業にそれぞれ類似するような軽減措置をとるのか、また、これから国が7月から施行しようとしている保育所等の配置基準の特例に基づく、それに前倒しでいくのか。それによっては、障がい児であれば看護師とか、そういうことも保育士でカウントするのですけれども、その辺の考え方について

聞きたいのと、これ、1名増えるということは、最終的に人数がどのぐらいになるのか。正職員、臨時保育士、臨時代替保育士、臨時調理員、臨時栄養士と、これだけの項目があるのですよね。これが何名いて、総勢何名になるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず1点目の委託料ですけれども、委託料につきましては、議員がおっしゃるとおり、今年度始まります多子軽減のためのシステムの改修に必要なものです。今回の多子軽減につきましては、従来、保育園につきましては小学校に入るまで、幼稚園につきましては小学校3年生までを第1子ということで見えておりました。ここの部分を撤廃いたしまして、年収が360万円未満の方については、例えば小学校6年生であっても中学校であっても、その方を第1子というふうに見て多子軽減をするというような制度でございます。このために、ここに伴ってシステムを改修いたしまして、そういった方を抽出、あるいは保育料を計算し直すというためのシステム改修でございます。

次の0歳児の当初の部分ですけれども、この0歳児につきましては、4月段階では尾田のほうに入る予定がなかったお子さんでして、現在入っているというような状況でございます。それで1名増えているということでございます。

先ほど当初予算で、臨時保育士等の部分で障がい児の分を見ていたのかどうかということでございますが、この部分は、障がい児の園児が入ることについては、当初の分では想定をしておりませんでした。そういった部分で、ここの分で加配をする分、加配の保育士等が必要だということで、新たをお願いをするということです。

臨時栄養士につきましては、ちょっと時間につきましては、詳細な部分なのですけれども、大体1日6時間程度の勤務が必要になるであろうということで考えております。そういった部分で積算したところから出させていただきますと、当初は、ご本人からも扶養の範囲内というような要望があったのですが、そういった食事等の対応も必要だということがございまして、ちょっとこちらのほうで栄養士のほうと交渉いたしまして、扶養を越える部分でも働いてもいいということで了解をいただきましたので、その分を新たをお願いしたというようなことでございます。

このお子さんにつきましては、常時見守りが必要だということで、新たに補助員という形で、当初、保育士で探したのですが、保育士という方がいらっしゃらなかったもので、補助員ということで当面对応しようとしております。その方については、月曜日から金曜日、大体フルで出ていただくというような予定をしております。

制度の部分ですけれども、制度の部分につきましては、まだ具体的にその方が、議員がおっしゃったような特例制度等に該当するかどうかについてはちょっとまだ精査はしていないところでございますが、必要に応じて、その部分に該当するようであれば申請をす

るといような方向で考えていきたいというふうに思っております。

あと、職員の人数ですけれども、現在、尾田認定こども園につきましては、正職員が3名、再任用が1名ということでございます。調理員が全部で4名、専任が1名で、その方が休んだときの代替等が3名、栄養士が1名、保育士が6名で、補助員が1ということになっております。保育士につきましては、正職員3名と再任用1名、プラス臨時で6名ということで、月曜日から金曜日は大体10名での対応ということになっております。通常出ているのは4名程度ということですが、必要に応じて6名までということになっております。食事につきましては、栄養士1名と調理員1名の2名で対応しております。土曜日につきましては、保育士2名と調理員1名というように形で対応させていただいているところです。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず委託料の関係ですけれども、これ、保育料の軽減措置ということで多子家族、それと低所得者360万円以下。保育料の関係で、4月に遡って払い戻しが生じるのですけれども、大樹はそれはないのか、あれば何件あるのか聞きたいのと、それと、全体でいったら、職員は総勢で10名という、10名でいいのかな。もっているのだよね。10名できないですよ、これ。(発言する者あり)これ、将来的に障がい児保育も尾田認定園で、4月の段階では、許可を出すときには障がい児保育の申請というのは上げていないと思うのですよ、賃金を見ていないのだから。そういったことを考えると、だから一般財源を出すしかないかなと思っているのですけれども、例えば月曜日から金曜日まで、保育士しかいないから補助士でいくのだと。免許のない方ですよ。例えば保育士はなくても看護師の免許を持っているとか、そういう方だったらカウントされるので、全体の3分の1以内であれば大丈夫だと思うのですけれども、無資格の人が1対1で保育士でいいのかと、問題はないのかと。障がいの程度にもよるのですけれども、情緒なのか精神なのか、本当の障がいであれば下肢だとか体幹だとかいろいろあるのですけれども、その辺は大丈夫なのか、その辺を聞きたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず1点目の多子の対象者についてでございますけれども、大まかに押さえているところでは9件、遡って該当になるのではないかなというふうに思っております。ただ、先ほど言ったように、第1子が中学生とか高校生でもいいということで、生計を一にしていればいいというような条件になっております。ですから、必ずしも申請を上げていただくときに第1子の方を書いてきているかどうかというところがわかりませんので、その部分

は、そういう漏れがないように周知も含めていきたいと思います。そういった意味で、今わかる部分では9件というふうに思っております。

2点目の障がい児の部分につきましては、当初、保育士を探したのですけれども、そういう方がいなくてということで、看護師も、もちろん探したのですけれどもいないということで、この方につきましては介護福祉士の資格を持っているということで、ちょっと対象も違うのかなと思ったのですけれども、そういう福祉の勉強をされているということで、ちょっとその方をお願いしているということと、その方につきっきり任せているということではなくて、もちろん、当然、保育士も一緒にその場において保育をしているということですので、通常は何もないように見守りが必要だということですので、その子のそばにいてもらって、何かあれば保育士が対応するというようなことで、実際の日々の保育を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

昨年から比べると、例えば臨時保育士だけで約47%増額して、そのほかに、代替保育士と調理員だけでも去年度から比べて2倍ぐらい予算を見ているのですよね。かなり的人数なのですから、今、30人マックスなのですから、これは園児1人当たりにしたら人件費というのはどれぐらいかかっているのか。平成27年度の決算が出れば、予算でもいいです。平成28年度の、今の段階で園児1人当たりの人件費というのはどれぐらいかかるのか聞きたいのと、それと、障がい児保育、町としては尾田認定園、今後も続けていくのか。今回はたまたま該当者がいたから受け入れたのであって、来年の4月以降もこういうことを考えていくのか。そうしますと、もし来年以降考えるのであれば、障がいによっては送迎もやむを得なく必要だろうと思うのです、障がい児にとって。その辺もきちんと検討しなくてはならないと思うのです。精神、情緒、障がいとくると、先ほど言いましたように体幹障害だとか下肢だとか、上肢もあるのですけれども、そういうことを考えると、将来的にこれはどうしていくのかなど。今回だけなのか、今は何歳なのかわかりませんが、その子は多分、来年もそのまま尾田認定園で継続されると思うのですけれども、そういった将来の障がい児保育をどのように考えているのか、最後にその辺をお聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

議員からご質問がありました、全体の金額に対して、子どもに対する1人当たりの人件費ですが、今回の分も足してということになるかと思っております。ちょっと今、手元に全部の数字がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま認定こども園の関係のご質疑の中で、尾田認定こども園が今担っている障がい児保育、そして今後の障がい児保育も含めた町内の保育のあり方のご質疑をいただいたというふうに思っております。

今回については、尾田のほうで障がいのある子どもをお預かりさせていただくというようなことで、必要な部分の予算を計上させていただいたところでもあります。今後、明年度以降、引き続き尾田のほうに入園いただけるかどうかということも含めて、また、町内の障がい児保育も含めた保育の在り方については、今年度、法人のほうといろいろな形で協議をさせていただきたいというふうに思っております。その段階で、尾田の認定こども園のほうで障がい児保育を今後も担っていくということになれば、それに向けて、平成28年度、どういう施設、どういう予算が必要かというのは協議した上で計上させていただくということになるかと思っております。

今現在、町内で障がい児保育をどうやっていこうかというようなところは、まだまだこれから相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

海浜公園の道路、それから駐車場の修繕工事ですけれども、これはおそらく冬期間に使っていた道路、駐車場だと思うのです。今、改良工事をしようとしている道路の延長は何メートルか、それから駐車場の広さは何平方メートルあるのかと、路盤の改良ということなのですけれども、どのような内容なのかお聞かせください。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ご質問の件でございます。

現在、舗装道路が海岸線におりておりまして、そちらから海岸線でワカサギの管理小屋というのが従来あったのですけれども、昨年中に海岸浸食が進みまして、その小屋が置いておけない状況になったと。今年の予算でトイレも撤去をさせていただいたということで、海岸を通行してホロカヤントウに行くということが大変危険な状況であるということになりまして、昨年冬の到来から、もともとのキャンプ場の高台のところにはワカサギの小屋を置いて、駐車場もそちらに設置をして対応しているということでございます。

その高台のところに行く経路としましては、保安林の中の学習の森といいましたでしょうか、保安林の中に道路がございまして、そちらの一部、一番西側の通路を使って行くの

ですが、途中からは保安林の中を、土の上を歩いていくと。その延長が約200メートルございます。その200メートルなのですが、真冬の冬期間は完全に凍結していて車が通行しても余り支障がなかったのですけれども、凍結が緩んだ2月末から3月中旬にかけて大変ドロドロになりまして、ちょっと通行ができない状況が発生したということで、離れたところに車を置いて歩いて行かれる方もいれば、車がスタックして助けを呼んで救助したというようなこともありました。その部分のための通路の改良ということで今回補正予算を上げさせていただきました。

今申しましたように、通路としては約200メートルでございます。幅員は3メートルを考えておりまして、深さ30センチの砂利を敷いて固めたいと思っております。

また、駐車場につきましては、精査すると若干動きますけれども、現時点では200平米の駐車場を考えておりまして、同じように30センチの掘削と砂利を入れたいというふうに考えております。これだけでは若干、混み合う日、土曜、日曜は足りないのですけれども、固いところも結構ありまして、そこはちょっと現場に合わせながら追加をしていきたいというふうに考えております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

私も、今年1月にちょっと通ったのですけれども、確かにそういった道路で、凍っていたので大丈夫だったのだけれども、かなり曲がりくねっていたような気がするのですよ。ですけれども、今回そういったことで直線的にならないのかと。それから、ここを利用するのは冬場のワカサギ釣りなのですよね。それであれば、やっぱりそういったワカサギ釣りに歩いて行くところ、ホロカヤントウに下りるところ、この辺の改良もしてやるべきではないかと。そうでないと、かなり危険だと思うのですよ。その辺については考えているかどうか、お聞かせ願います。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

この道路につきましては、漁協と私ども建設課と農林課、あわせまして現場で打ち合わせをしております。その際に、曲がりくねっているのはくねっているのですけれども、保安林内ということでございますので、勝手に木も切れないということで、現在、農林水産課のほうから道のほうに、保安林内行為ということで若干の木を切らせてほしいと、また、砂利も敷かせてほしいという申請をしております。その中で、可能な限り通りやすい道路にしていきたいなというふうに思っております。

また、駐車場から行く通路につきましても、私も見てきました。木で階段をつくってありまして、そこを歩いていくと。皆さん大体そりで荷物を運ぶのですけれども、その状況も漁港の方から聞きまして、どうするというところはちょっと相談したのですけれども、現

状でいくしかないねということでございましたので、大きな改修はしませんが、その階段でちょっと痛んでいるところは補修したいというふうに考えております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

ぜひ、そういったことで、多少でもそういった改善をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

松本敏光君。

○松本敏光議員

今、高橋議員がおっしゃられている内容もよくわかりました。

ただ、今は商工費で、駐車場の補修関係で216万円かかるのもわかります。ただ、私としては、ホロカヤントウの接続部分の道路、町道になっている部分が今海岸から波で洗掘されている状況も、どのように道と協議しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、商工費で予算を計上させていただいております海浜公園の維持管理費の部分、そしてホロカヤントウ周辺の海岸の浸食についてのご質疑をいただいているところであります。

議員もご承知のとおり、ホロカヤントウは、以前はキャンプ場として夏は活用できたというところでありますが、きれいな砂浜の面影が今はないというようなこともあって、町道も含めて道路の浸食が激しいという状況にあります。

今後、沿岸部、海岸を保全、管理する旧土木現業所等とも協議をした上で、北海道とともに、どういう対策、またはどういう方法がとれるかというのは、鋭意検討した上で進めていきたいというふうに思っております。今今、具体的には、道のほうと、この関係で協議を細かくしているという状況にはありませんが、今後進めていきたいというふうに思っているところであります。

先ほどの説明の中でもありましたとおり、これから整備しようというところは保安林の中というようなこともありますので、制約があるという中ではあります。可能な限り保安林を管理する北海道のほうとも、林務サイドとも協議を進めた上で進めていきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思ひます。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

早急に道と協議をした上で、洗堀をなるべく早くとめて、大樹町の面積の減らないような町づくりをしたいと私も考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第48号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第49号

○議 長

日程第12 議案第49号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第49号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称はスクールバス、数量は1台、取得金額は1,153万4,770円、取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約、取得の相手方は、大樹町仲通5番地、有限会社福田自動車商会、代表取締役福田英樹。

参考として、納入期限は平成29年2月28日であります。

なお、議案の下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第49号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号

○議 長

日程第13 議案第50号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は大樹中学校コンピューター室用パソコン、数量はデスクトップ型41台ほか一式であります。取得の金額は、1,803万6,000円。取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による譲渡。取

得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫。

北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業とは、市町村が必要とする防災資機材やパソコンなどを備荒資金組合が肩代わりする形で購入し、市町村は組合と譲渡契約を締結し、その代金を3年以上5年以内に支払うという制度でありまして、本件に係る債務負担行為は、第1回町議会定例会でお認めをいただいているところでもあります。

参考として、納入期限は8月31日まで、支払い期限は5年で、備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西18条北1丁目17番地、株式会社ズコーシャ、代表取締役関本裕至であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第50号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第51号

○議 長

日程第14 議案第51号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は大樹中学校校務用パソコン、数量はノート型23台ほか一式、取得の金額は842万4,000円、取得の方法は、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業による譲渡、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫。

この契約につきましても、先の議案第50号と同様に北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業によるもので、本件に係る債務負担行為は、第1回町議会定例会でお認めをいただいております。

参考として、納入期限は8月31日まで、支払い期限は5年で、備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西18条北1丁目17番地、株式会社ズコーシャ、代表取締役関本裕至であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第51号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日14日は休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、明日14日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時55分

平成28年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月15日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（11名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	浅井真介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

森博之

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長

小森 力

係 長

鎌塚 喜代美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 柚原千秋君
1番 船戸健二君
2番 齊藤徹君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。
初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、先に通告しておりました1項目について、今回は質問させていただきます。質問事項につきましては、行財政改革の成果と今後の財政運営について、町長にお聞きしたいと思います。

健全な財政運営は、町民が大樹町で安心して生活する上で大切な要素の一つです。町財政も、以前と比べると安定しているように思われますが、国の方針転換や国民経済の悪化など不安要素が多くあります。そこで、大樹町として、日々日々健全財政に向けて努力をされていますが、その内容についてお知らせ願います。

項目は、3項目用意してあります。1項目は、現在の財政状況についてです。二つ目は、今後の課題となるような財政問題について、それから、三つ目に、日々努力されていることと思われますが、行財政改革の成果について、お知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員ご質問の行財政改革の成果と今後の財政運営について、お答えをいたします。

最初に、1番目の現在の財政状況と、3番目の行財政改革の成果について、財政指標などにより説明をいたします。

平成26年度一般会計決算における実質公債費比率は11.0ポイント、将来負担比率は58.5ポイントで、第3次行財政改革大綱がスタートした平成21年に比べて、それぞれ10.0ポイント、58.4ポイント低下しており、いずれも健全なレベルにあります。また、財政の弾力性を示す経常収支比率につきましても80.6ポイントで、平成21年度に比べて8.6ポイント改善をしているところであります。

町の財政は、平成5年度から10年度にかけて集中しました大型事業の財源として発行した町債の償還額の増加と、いわゆる三位一体改革に伴う地方交付税の削減により急速に悪化したことから、平成16年度から現在に至るまで、3次にわたり行財政改革大綱を策定し、財政の健全化に取り組んでまいりました。この結果、一般会計の町債残高は平成15年度末の130億8,200万円から76億8,900万円に減少し、備荒資金組合への超過納付金を含めた実質的な基金残高は14億2,100万円から41億3,200万円に増加しており、これらが行財政改革の最も顕著な成果であると考えております。

次に、2番目の今後の課題となるような財政問題についてであります。役場庁舎を初めとする各種公共施設や道路、橋梁などの社会資本の老朽化への対応、高齢者福祉の充実や子ども・子育て支援、人口減少対策など、総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる安全・安心な生活の確保や住民サービスの向上のための喫緊の課題が山積をしております。一方で、国の有識者会議等では、膨張する国の長期債務の縮減対策として、地方も財政的な負担をすべきとの意見も強く、加えて、消費税率引き上げの先送りによる社会保障財源や地方交付税原資の不足が見込まれるなど、地方財政を取り巻く環境は不透明感を増しております。このことから、引き続き、行財政改革大綱に基づき、財政規律の維持強化による持続性の高い財政運営と行政施策の点検、評価、見直しによる効率的な行政運営を進めていく必要があると考えております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、大変うまく、全般的に、財政運営については好転しているのだという町長のお考えのようにお聞きしました。若干、各論に入る前に、町長のほうのお考えをちょっとお聞きしたいことが何点かあります。

一つは、実質公債費比率11%ということで、たしか悪い時は20%以上いっていらしたので、その成果についてはそうだなというふうに思うのですが、資料が、ちょっとすみません、今の町長がお話しされている資料の、多分、僕は1年前の資料で調査しているので、若

千の差があれば、お許しいただきたいと思うのですが、一つ目は、実質公債費比率11%なのですが、町長もご案内だとは思いますが、十勝管内では非常に、余りいい順番ではないというふうに思っております、幕別の14.3%、浦幌の11.6%、大樹の11%ということで、このような見方については、内部的に非常にうまくいっているもので、そんなに問題ないというふうにお考えなのか、そこら辺を1点と、それから、経常収支比率は80.6%ということで、これは管内の中位ですので、努力されていると思うのですが、一番低い町村にあつては60%台の経常比率という町村もありますので、まず1点目はこの認識についてお答えいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、実質公債費比率または経常収支比率を他の町村と比べてはどうかと、大樹町の値というのはどうかというご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、大樹町は決して、数字的には、管内と比較をすると、いいほうではないというふうには思っております。ただ、先ほどご説明したとおり、この行財政改革を取り組んできたということで、数字は好転しているというふうには思っております。それぞれの町村のいろいろな取り組み、または状況等もありますので、一概に、押しなべて平均的に大樹が低いことがどうかというのはいろいろなご意見があるというふうには思っております。

大樹町も、今まで取り組んできた事業、または町としての環境、いろいろな項目が事業の展開等も含めてあったという結果が今の状況なのかなというふうに思っております。管内的な位置ということであれば、中よりは下のほうかなというふうに思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、今後も行財政改革を努めていくという中で、この内容等については少しでも好転できるような施策を講じるということが肝要かなというふうに思っております。

私は、他の町村と比べて、これが低いからどうこうということに対して、特段の感想はないというふうにお伝えをしたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

同じようなことでちょっともう一つ、ご答弁いただいた中で、130億円が70何億円になったというふうなことでの努力のお話をされていましたが、私の手元の資料では、町債と基金の差がプラスの町村というのは二つほどありました。大樹はその差が50億円内外というふうに思っておりますけれども、実際には、具体的な私の手元の数字では、更別は今の起債と、預金といいますか、一般的な言葉で言う基金の中ではプラス8億円。それから、陸別なんかはプラス6億円になっておりました。大樹の50億円の差額の起債残高に対して、まだ10億円以下の町も、調べてみましたらあります。豊頃では3億円とか、新得4億

円とか、中札内5億円とか、上士幌は8億円で、そのほか100億円以上の差のある町村も確かに3町村ありました。他の町村とは比べても、意味はないとおっしゃらなかったけれども、自分の町は自分の町だよということでのお考えなのでしょうけれども、やっぱり町民にしてみたら、そういうふうな指数でよくなったことも非常にアピールできることかもしれませんけれども、やっぱり具体的な、我が町は他町村と比べて、どのような状況にあるかというふうなことも関心事の一つではないかなと思うのですが、そういうふうな観点から、今の町債の残高についてもご感想をいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、町債の残高と私どもの基金の残高の差についてのご質疑をいただいたというふうに思います。

議員の資料では、50億円という差があるというふうに、今……（「49億円」と呼ぶ者あり）49億円。私のほうでは76億8,900万円と41億円ということでありますので、30数億円程度の差かなというふうに思っております。それが、今現在の最新の数字だということで、先ほど答弁をさせていただいたところでもあります。

確かに、この差額については、貯金の金額よりも借金の金額が多いというようなことでもあります。ただ、先ほどの説明でもさせていただきましたが、貯金が14億円から41億円まで増えてきたということ、これは紛れもなく行財政改革の成果だというふうに思っているところでもあります。先ほども申し上げましたが、自治体それぞれの状況があるということとはご理解をいただけるというふうに思っております。自分の町で町立病院を運営していない自治体もありますし、特別養護老人ホームのない自治体もあります。それぞれの自治体で、それぞれの必要に応じた行財政を、事務事業を行っているということでもありますので、大樹町も平成15年度末で130億円の借金があったということではありますが、それを行革または町民の皆様にもご負担を強いたところもありますが、それが76億円まで減少させてこられたということ、また、基金の残高もそれに相反して14億円から41億円まで増加をしたということ、これは紛れもなく、私ども大樹町が歩んできた行財政改革の成果だというふうに思っているところでもあります。

今後、これが少しでも近づくように、そしてプラスに転じるような施策を講じていければなというふうに思っておりますが、今後も、先ほどもお話したとおり、課題となるような大きな施設の改修でありますとか、いろいろな部分もあるというふうに思っております。適切な行財政の運営を心がけて、町のそういう部分での収支のバランスが少しでも好転するような形で、今後も事務事業を取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

僕も決して、大樹も、公共施設の数ですとか、今、町長がおっしゃられたように、他の町にないような施設ですとか、そういうふうなものもありますし、それは各市町村の選択というか、そういうふうな問題ですので、何もないのに借金だけ多いよねというようなお話ししておりませんので、そこのところをひとつちょっと確認させてください。

それから、次に、ちょっと気になるなと思っていることの、一番後のほうにも総括でお話ししたいと思っているのですが……。

それから、今の数値のことに関しては、僕の今の手元にあるのは議案で調べているところもなく、これは27年のものですので、北海道町村議会の議員研修会のときの数字ですとか、あとは新聞なんかの数値を用いていますので、若干の数字の差については申し訳なく思っております。

行革で大いなる財政好転したということなのですが、私、普通会計における職員1人当たりの人口というようなことで、十勝管内は職員1人当たり、普通会計で78人だそうです。我が大樹の町は59人なのですよ。その行政効率というか、建物とかそういうふうなものの中で財政を考える部分と、日々日々賄い費で考える部分があるのではないかなと思うのですが、そういうふうな観点から、そういうふうなことが1点。

それから、行革の中で、職員の定数管理については、退職3人で採用2人というルールだということでお聞きしているのですが、その原則については直近の運営においてもなされているのか、その2点について確認させてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、私どもの町の職員の数の関係のご質問をいただいたというふうに思っております。

住民1人当たり一般会計で、管内的には78人だけれども、大樹は59人だということ、職員1人当たりに対する町民の数、住民の皆様の数からいくと、職員が多いのではないかなというようなご指摘なのかなというふうに思っておりますが。（発言する者あり）申し訳ありません。人口規模でそこら辺の数字が大きく動いてくるというようなこともありまして、私どもも、この59人という数字は、過大に職員を配置しているというようなつもりもなく、その辺については、少数精鋭でやっているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、行財政改革の中で、定数管理も定めているところでもあります。先ほど議員がおっしゃられた退職者3人に対して3分の2補充というような考え方は、平成25年度まではその形で職員数の見直しを進めてきたところでもあります。新たな、平成26年度からの第4次の行財政改革大綱では、また別な考えで進めておりますが、それにしても、各年度ごとの定数の管理、目標数値については定めているということで、その目標に沿った形で定数維持を図っているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の3分の2ルール、具体的に僕、一人一人こうやって新人が何人というようなカウントはしていないのですけれども、何か近年、二、三年、職員の採用が、行政事情があるから職員の採用をされているのでしょうかけれども、そういうふうなことも、ぜひ、町民にアピールしないと、何か随分、このごろ採用の人が多いよねというようなことでは誤解を招くと思いますので、今の第4次の行革でもそういうふうな5年間だと思うのですが、そういうことの中で明らかにすべきでないかなという、単年度はしていただいているのか、そういうふうな第4次の定員管理のルールがありましたら、前回同様、今回は3分の2ルールではなくて4分の3ルールだとか、そういうふうな変更があれば教えていただきたいと思います。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

職員数の目標のルールということですので、私のほうからご説明申し上げます。

ご指摘のとおり、第3次行財政改革大綱においては、3人の退職者に対して2人という話になっています。今現在、平成26年度から第4次行財政改革大綱がスタートしてございまして、この中では何人の退職に対して何人を補充するという考え方はしてございません。というのは、例えば病院であるとか特老であるとか、そういったところをやめて、その人たちを補充するという形でいけばいいのですけれども、やはり病院とか特別養護老人ホームというところは、3人やめて2人で何とかなるといふ職場ではございませんので、その感じではなく、定数職員、大樹町職員定数条例に掲げる職員164名が平成25年度末の目標でございました。そこから3名減の161名にするという数値目標を立てて、それに基づいて職員採用、そういった対応をしているところでございます。

以上です。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

いろいろ財政上の、夕張の事例を示さなくても、やっぱり、なかなか人件費というのは硬直性が高くて、後々から、1人の職員を採用するというのは、よく3億円の買い物をするとされておりまして、そういうことも重々気を引き締めて、採用のほうもしていただきたいと思います。

次に、もう一つちょっと気になるなと思っていることで、13節で特別会計等への諸支出金なのですけれども、私どもの町では通常、大体10億円から13億円ぐらいの、町立病院ですとか、特養ですとか、いろいろ、介護保険だとか、それはルール上、見なければならぬお金もたくさんありますので、決して、勝手にというか、大樹町だけで緩やかに出しているとは僕は思っていないのですけれども、人口推計などからいっても、だんだん、残念な

がら大樹町も急速に人口が減っていております。手法が、僕は他の町村の財政状況とか人口状況などを見て、交付税の管内の配分状況とか、そういうふうなものを見ても、大樹は、今の5,800人の数字が急に明日4,000人になるということはないのですけれども、限りなく4,000人に向かっていくとしたら、今私を見た交付税なんかについては、更別とか中札なんか大体20億円前後で、私どもの今の30億円強という数字が、これから限りなく減っていくこともありますし、国の財政的なことを考えれば、なおさら怖いことだなというふうに思っているのですが、行革の中でそういうふうに頑張っていくのだよというお話だと思うのですが、そこら辺のことについての私の危惧する点と町側の危惧する点が一致しているかどうかのことをちょっと確認したいと思いますので、今お話ししたようなことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

何点かご質問をいただいたというふうに思っております。

職員を採用するに当たっては、気を引き締めてやれというご指摘をいただきました。私ももしっかり努めていきたいというふうに思っております。

他会計からの、一般会計からの繰り出しという部分ではありますが、それぞれの会計、必要な部分について予算を策定した上で、一般会計から必要な部分については繰り出しをして、他会計が運用をされているということでもあります。それぞれの事業で必要な部分、決して過大になるようなことは、そういうような形では予算を作成はしてございませんので、そういう部分ではしっかりと、予算の策定を努めて、過剰な、余分なものがないような形で会計の運営を進めていくということはお約束をしたいというふうに思っております。

確かに、議員がおっしゃるとおり、国の動きが不安定だということ、また、国の財政が非常に厳しいというようなこともあって、今後、交付税も含めて、国からの町へのいろいろな交付金等の成り行き、先行きは非常に不安定でありますし、不安なものがあるというふうに思っております。予算を策定する段階または事務事業をやっていく段階で、少しでも有利な財源を確保する、または財源の見通しを過大にすることなく、しっかりと予算を策定していく、事業を遂行していくということが、今ももちろんではあります、今後必要だというふうに思っておりますし、その思いは、議員がお話のとおり、その思いを町としても共有していくということだと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、だんだん時間もなくなってきましたので、次にお知らせいただきたいのは、行財政改革推進委員会のことをちょっと2、3点お聞きしたいと思います。

一つは、行政改革の提案というのは、町長といいますか、町側の提案以外に委員提案とい

うのはあるのでしょうか。それ、ちょっと1点です。

それから、ここが財政のそういうふうな、町民の方々の代表でもあります方々のエンジン部分ですので、もう一つお聞きしたいのは、総合計画ですとか、今回の戦略会議とか、そういうふうなところの主要行政計画、それはもちろん、高齢者福祉計画であっても、何でも、介護福祉計画でもいいのですが、そのような主要行政計画の、財源のものですとか、そういうふうなところへのリンクといいますか、それが、合同会議がいいのか、資料の提供がいいのか、ちょっと私にはわかりませんが、そういうふうなことについての2点について、お知らせいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、行財政改革推進委員会の会議のあり方、または委員会での審議の内容等についてのご質問をいただいたというふうに思っております。

行財政改革推進委員会、私どものほうで、基本的には行財政改革の取り組みに対する諮問をさせていただいて、その内容を検討していただき、答申をいただくというような形で、毎年委員会を開催していただいているところでもあります。ただ、委員会の中で、私どもが諮問をさせていただいた内容以外にも、行財政改革全般に係るご意見をいただいているところでもあります。この10年間、行財政改革を強く進めてきたというようなこともありますが、委員会の委員の皆様からは、料金の値上げであるとか、制度の廃止だというようなことでの大変おつらい検討を進めていただいた経過があるというふうに思っております。

ただ、昨今の委員会の中では、削減をしてきた部分についての、それをもとに戻すというようなご答申をいただいたり、または料金等でもいろいろご不自由をかけてきたものを改善するようなご答申をいただいたということで、委員会の中でのご発言では、私も非常に印象に残っているのですが、今まで本当につらい答申をさせていただいたけれども、今後、委員会として、まちづくりの力になれるような答申もできるような時代に入ってきたことは、この委員会としても本当にうれしいというようなご意見をいただいたところでもあります。

今後も、この行財政改革推進委員会、今までは削減、廃止というような形でのご答申が多かったということもありますが、今後は、さらにまちづくりのためにいろいろなご意見をいただきたい、いただける場になっていければなというふうに思っているところであります。

この中で、行財政改革大綱の策定でありますとかを審議をしていただいた経過があります。行財政改革大綱全ての部分、事務事業全てに関する考え方でもありますし、そういう部分では、この委員会ですべて具体的に総合計画の内容についてご審議をいただいたというようなことは前回もなかったかなというふうに思っております。

今後も、この推進委員会が必要な部分については、私どものほうからお諮りをして、または委員のほうからもご意見を伺うなど、そういう形もとりながら、この委員会が行財政改革ならず大樹町の行政運営の力の一助になっていただけるような組織運営を私どもも図っ

ていければなと思っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、町長お話しのように、私の感覚ではどうしても、水道料を上げるよとか、料金の改定のごときにご意見をいただくような機会が、諮問が多かったように感じておりますので、行革の委員さん、それぞれ町民目線で、我々には気のつかないことでも、これはもったいないのではないとか、いろいろ、そういうふうなご意見なんかもいただいて、先ほどからお話はいただいておりますけれども、自らのコストダウンのほかに、そういうふうな町民目線での行革というのに、ぜひぜひ力をかしていただけるような。今は町長もそういうふうなご答弁でしたので、そのようなことに意を用いていただいて、ぜひぜひ、住民が生活しやすいといいですか、本当に誇りに思えるような、この町をともにつくっていきたいと思っておりますし、その中の重要なエンジン部分のうちの一つだなというふうにして思っております。

時間がだんだんなくなってきましたので、お願い含めてなのですが、前回のあれについては、達成70、ややというかある程度達成20、項目で4、それから未達成7、評価が困難だよというのが11ありまして、それもちょっと見させていたいただいた中では120何ぼのうちの94がほぼ達成ということなものですから、それはそれで、ぜひ胸を張って、そういうことを町民の方に、新聞等なんかではそういうふうに出ているのかもしれないけれども、広報たいきにスペースがなければ、別に瓦版的なことでもいいですので、もっともっと、そういうふうなことをPRしていただける機会があればよろしいのではないかなというふうにして思っております。

それぞれ一生懸命やっていたということについては本当に敬意を表しますが、次の段階で、ぜひ町村間の広域連携ですとか、余り今までは取り組んでいなかった、コストダウンというか、コストカットというか、そういうふうなことにもぜひ取り組んでいただけることも、内部的な努力に、プラス外部的なそういうふうな、言葉の教室ですとか、本当にいい事例もたくさんありますので、そういうふうなことで努力していただきたいというふうにして思っておりますが、これが最後の質問でございます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

3点、ご質問をいただいたというふうにして思っております。

行革推進委員会につきましては、議員もおっしゃるとおり、私も同じ考えでおりますので、そういう形で、まちづくりの大きなお力になっていただけるような委員会の運営について、私も委員の皆様とともに進んでいきたいと思っております。

PR、広報が足りないという部分では、いろいろな部分で大樹町がご指摘を受けるところでもあります。行革のあり方、またはいろいろな事務事業のあり方、内容等については、広

報紙等あらゆるPRの手段を通じて、町民の皆様には情報が共有できるような対応をとっていきたくて思っております。

広域連携という部分でも、今、地方創生の中でも他の地域との連携という部分が大きく取り上げられているところでもあります。必要な部分については、一つの町、自治体にとらわれることなく、可能なものは広域でやっていくというのはもちろん必要な施策であるというふうに思っておりますので、今後、いろいろな部分で、近隣、南十勝4町村、非常にうまく、仲良くやっているというようなこともありますので、地域と連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

では、以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、2番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、先に通告いたしました2項目めのうちの1項目ですけれども、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の実態・課題と将来構想はについて、町側にお尋ねしたいと思います。

大樹町の子育て支援施策に当たっては、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることを基本に、行政、地域、企業、学校などによる子育て支援を進め、子育て支援施策及び母子保健事業を展開してきました。

子ども・子育て支援事業計画において、「保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学生の健全育成を図り、今後とも、遊びの充実と安全性を確保し、職員の資質の向上のための研修等の推進。高学年の利用については、今後の施設改修計画を踏まえ、関係部署と協議をして進めていきます」という計画を立てられております。

それで、現時点での状況、課題、今後の施設改修計画について、町側にお聞きいたします。

1点目ですけれども、今現在の保育児童数の実態について、2点目ですけれども、高学年の利用状況について、3点目ですけれども、保育施設の利用状況について、これ、夏季期間、冬季期間の利用実態はそれぞれ違うと思いますので、その辺のことをお聞きしたいと思います。4番目ですけれども、現時点での、今、武道館で利用しているのですけれども、その課題、また問題点。利用だとか運営に問題はないのか。5番目ですけれども、将来構想の施設の改修計画について、まず5点目をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員ご質問の放課後児童健全育成事業、学童保育事業の実態・課題と将来構想について、お答えをいたします。

1点目の保育児童数の実態についてであります。平成26年度の年間の開設日は243日、登録児童数は73人、1日平均56人の利用となっております。平成27年度の年間の開設日は268日、登録児童数は93人、1日平均54人の利用となっております。平成27年度の開設日が平成26年度より多くなっているのは、10月から土曜日の開設を始めたためであります。ちなみに、平成27年度の月曜日から金曜日までの1日の平均利用児童数は、59人となっております。

2点目の高学年の利用状況であります。小学校4年生以上の利用は、平成26年度の登録児童数で4人。内訳は、4年生が1人、5年生が2人、6年生が1人です。平成27年度は3人、5年生が1人、6年生が2人。平成28年度は、6年生1人の登録、利用となっております。

3点目の保育施設の利用状況、夏・冬季の利用実態であります。平成26年度の夏季期間のうち、学童保育所が開設した日は17日、1日平均37人の利用です。冬季期間の開設日は13日で、1日平均32人の利用となっております。平成27年度の夏季期間のうち、学童保育所が開設した日は17日、1日平均46人の利用。冬季期間の開設は14日で、1日平均30人の利用となっております。ちなみに、平成27年度の冬季期間の開設日のうち、土曜日を除いた開設日は11日で、1日平均37人の利用となっております。

4点目の現時点の課題・問題点（利用・運営）についてであります。学童保育所は、小学校が通常にある月曜日から金曜日までは午後2時から午後6時まで、土曜日と小学校が夏休みや冬休みなどの日は午前8時から午後6時までの利用としており、体育団体から、武道館本来の活用が制限されているなどとして、なるべく早くもとの状態に戻してほしいという要望が来ているところでもあります。

また、武道館の和室部分については、行政区の集会など集まりにも利用されていることから、行政区の方々にもご不便をおかけしているところでもあります。

学童保育所を利用する児童については、人数の増加により、おやつを食べたり、宿題をしたりする部屋が大変窮屈になっております。また、職員の事務室も2階にあり、事務室から児童の様子が見づらいという状況もございます。さらに、学童保育中に具合が悪くなった児童が休むための静養スペースも十分にとれないという状況もあるということでもあります。

5点目の将来構想、施設改修計画についてであります。現在、職員により町の公共施設の更新等についての検討を進めております。

学童保育所については、先ほど申し上げましたとおり、現在の武道館においては、運営上、課題もあります。また、町の既存施設の有効活用を図るという観点から、福祉センターを、これまでの機能を維持しつつ、学童保育所として利用可能となるよう、一部改修した上で開設できないか、また、一方、新築するケースとして、設置場所、規模及び事業費等について、検討をしているところでもあります。

福祉センターを学童保育所として利用していく場合には、建築基準法上、建物の構造に対する大規模な補強工事、さらには、建設後、相当の年数が経過しているということもあり、老朽化している設備等の更新が必要な場面もあります。また、既存施設の改修では、やはり利用に不便さが残ることも否めないというのも事実かなと思っているところでもあります。

新築した場合の検討では、学童保育所として適した利用上のレイアウトをすることが可能であり、さらに利便性のある建設場所を選定できるかなと思っております。建設費では、福祉センターを改修するよりも安価になるとの試算結果もあるところでもあります。

このような検討結果を受け、学童保育所の適地としては、従来から学校付近がふさわしいというご意見もいただいているところでもあり、大樹小学校に隣接した位置に新築したほうが、総合的見地から望ましいかなというふうに今のところは考えているところでもあります。

今後、学童保育所のあり方に対しては、町議会または関係する皆様とも協議し、ご理解を得て、検討を加速をさせていきたいというふうに考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大体内容は分かりました。

それで、保育児童数の実態ですが、1年生から3年生までは一般保育、希望者が対象となり、4年生以降は、特に支援の必要な子を対象にして、平成27年度で登録児童数は93名、利用児童数が59名、高学年は、平成26年度で4名、平成27年度で3名の説明でした。その中で、低学年の、1年生から3年生においての、特に支援を必要としている児童の数というのはどのぐらいいるのかお聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

支援を必要な児童の数ということでございます。

まず、平成26年度でございますが、1年生が1名、3年生が2名、4年生1名、5年生2名、6年生2名の、全部で6名となっております。平成27年度につきましては、1年生が5名、2年生が1名、5年生が1名、6年生が2名の9名です。ちなみに、平成28年度におきましては、1年生が3名、2年生が4名、6年生が1名の8名となっております。

以上でございます。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議 長

会議を再開します。
一般質問を続けます。
齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、質問を続けます。
今、国では、将来的には1年生から6年生まで一般を対象に学童保育を続けなさいと言うのですけれども、将来の高学年の一般利用の児童も含めていかなければならないのですけれども、将来、例えば設計だとか面積を積算する上で、やっぱり重要な数字になると思うのですよ。そうすると、高学年の登録児童数の実態調査なんかは行われているのか、また、これから把握だとか実態、アンケート調査を行っていくのかをお聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

1年生から6年生までの学童保育の利用者数、総体を把握しておくために、高学年の数字の把握の方法ということです。

今現在では、4年生以上の実態の数字の把握については行っておりません。ただ、4年生等の保護者からは、3年生で退所する際に、もう1年使わせてほしいというようなお話を実際に聞いているところはございます。

今後、学童保育所を検討するに当たりましては、高学年の保護者の方についても、そういった形で、アンケート等で利用等の見込みというのでしょうか、そういう数を押さえていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、今後の設計には大事な数字なので、これから把握をしていただきたいと思います。
それで、一番最初の質問の中で、1年生から6年生まで支援を必要とする子が大体6名ないし9名ほどいるというのですけれども、その支援を必要としている児童の保育が、今現在ではかなり窮屈な形で行われているのですけれども、どのようなスペースの中で支援を必要としている児童の保育をしているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

支援が必要な児童の保育の方法ですけれども、原則、通常の場合は、ほかの子と一緒にと

いうケースが多いです。ただ、どうしてもその子だけを別に離してというような必要がある場合は、ちょっと狭いのですが1階に個室がございまして、そこを利用する、あるいは、事務室のほうに、ちょっと小上がりの部分がありまして、児童が休めるような部分もありますので、そういう場所を利用するような形でやっております。

ただ、1階の部分につきましても、部屋としては設けてあるのですが、利用人数が多いために、一部児童のロッカールームというような形でも使っております、なかなかうまく活用できていないようなところもありますけれども、今の状況ではそういった形でのやりくりをしているというような方法でやっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の答弁ですと、かなり保育士さん、多分苦勞されて、狭いスペースの中で行われているのですけれども、今年の4月から障害者差別解消法が施行になったのですけれども、将来的に、障がい児のデイサービス事業も、これはやっぱり18歳まできちんと学童保育施設の中で取り組んでいく必要があると私は考えているのですけれども、今後、町として、0歳児から18歳までの障がい児のデイサービス事業の、学童保育の中で取り組みを考えられているのかお聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

齊藤議員がおっしゃるように、障がい児のデイサービスについては、今、大樹町でできていない部分がございますので、ここの部分は取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

今回、学童保育所につきましては、施設について新たに検討するというところで、内部の協議をしたところでございます。今後、新たに議会なり関係者の方と議論する際に、その部分も含めて、取り込んでいけるような形で、できるのかどうかも含めて、あわせて検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、特に夏休み、冬休みの長期間になると、そういう施設に通っている子どもたちも帰ってきますので、そういった、いつでも受け入れるような体制づくりというのはやっぱり町としても重要だと思いますので、ぜひこれは今後取り入れていただきたいと思います。

それで、学童保育所は、今、高校生も傍聴していますけれども、多分、小学校のころには、

この学童保育所を利用されたと思うのですけれども、平成9年に法人の北保育園で始まり、平成18年度まで行われております。平成19年から21年までは青少年会館で併設、その後、耐震の関係で、平成22年の6月から今日まで、武道館で移転した、そういった歴史の中で運営されているのですけれども、先ほどの町長の答弁の中にありましたように、体育団体からは、武道館本来の活用が制限されているなどとして、なるべく早くもとの状態に戻してほしいという要望がありましたと、そういう答弁でした。また、行政区にも不便をかけていること、また、事務室から児童の様子が見づらい状況、また、静養するスペースも十分とれない状況。児童の安全確保からも、早期に建設改修計画、実施計画をすべきと考えますが、町の計画について、レイアウトを含めて具体的にどのように今後は考えておられるのかお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

学童保育所の今後の施設の設置の手順、スケジュール等についてのご質問をいただいたというふうに思っております。

先ほど説明させていただきましたが、私ども内部で、総合計画執行のプロジェクトチームをつくって、町の施設のあり方等について検討を進めてきたところでもあります。昨年度からこのプロジェクトを進めておりますが、今年度は第3回目、通算で9回目の会議が6月8日にありました。その中で、学童保育についてはある一定の方向が、こういう形で進めていってはいかがか、どうかというところの案がまとまったところでもあります。この案につきましては、先ほど私も答弁で申し上げたとおり、この後、町民の皆様、また、子ども・子育て支援会議、または議会のほうにも協議をさせていただいた上で、実際の建築に向かって取り進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

このプロジェクトの中でも、学童保育施設については最優先すべき施設であるというようなことでもありますので、鋭意作業を進めてきたところでもあります。今年度中に町民の皆様にご意見を伺う場、子ども・子育て支援会議等でもいろいろ検討させていただいて、しかるべき方向が出てくれば、来年度、基本設計、実施設計というような段階に入っていければなという思いで、今年、これから作業を進めてまいりたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

第5期の総合計画の中でも、計画どおりいくと、多分来年には供用開始の予定になっていると思うのですよ。ということで、計画は遅れているのですけれども、学童保育所の適地については、小学校から徒歩で移動、または学習センターという、図書館も含めての活用を考慮すると、答弁にありましたように、小学校に隣接した位置に新築構想がベストだと、私はそういうように思います。ぜひ前向きに検討を加速していただきたい。やっぱり、これだけ

狭い、窮屈な場所です。今後、建設予定地も含めて、学校周辺ということ強くお願いしたいと思うのですが、その辺についてお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

建設場所についてのご意見を伺いました。

私も、個人的にも学校の周辺がいいかなというふうに思っているところでもあります。移動の際に、今はスクールバスで学童保育の施設まで送っているというふうなこともあります。今後は、学校周辺にあれば、歩いて行けるといふようなことがある、また、今後、その施設で6年生まで保育を行っていくということでもあります。高学年、毎週、毎日、学童保育の施設の中で保育を行うという方法もありますが、生涯学習センターを活用して、いろいろな教室を、絵画であるとか書道であるとか、そういう教室をそこで主催することによって、分散した形での保育、または、そういういろいろな、学ぶという部分も含めて取り組みが可能かなというふうに思っておりますし、そういう部分では、町民の多くの皆様にまたご協力をいただきながら、多様な保育のあり方を検討できるかなというふうに思っておりますので、私もそういうふうに思っておりますので、これからいろいろな場面で、私ども町の考え方も含めて、ご相談をさせていただきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、例えば、小学校に隣接すると、建てる場所によっては学習センターの真下とか、いろいろありますので、今、町長おっしゃったとおり、そういう教室を開くとなれば、外構工事の中で、例えば新しい学童保育所と学習センターの間にちょっとした遊歩道をつけて、安全に移動できるような、そういうことを、外構のレイアウトも、ぜひそれを盛り込んでいただきたいと思うのです。

それで、保育の規模なので、例えば、どこの保育所も出ているのですけれども、一般保育事業と、先ほど言いました障がい児のデイサービス事業を盛り込んだ設計、間取りというのが今後は必要だと思うのです。私なりにちょっと言いますと、例えば、一般保育室、集会室、そして保健室、障がい児対象の保育室と、ある程度の広さが必要な遊戯室を考えると、私なりに総面積で約1,200平米から1,500平米前後は必要ではないかと思うのです。それぐらいやっておくと有効に使えると思うのですけれども、もしその辺のレイアウトの構想があれば、お聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

申し訳ありません。

施設を改修する場合に当たっての施設の規模というご質問をいただきました。

議員には想定される大きさまで検討していただいたということで、ありがたいなというふうに思っております。私どもも、学童保育の施設を町として設置を進めるに当たって、遠くは道南の知内、または管内も、足寄、芽室等、士幌も視察をさせていただきました。特に足寄等については、新しくできた施設であるというようなこともあって、足寄町のほうにもご連絡をして、施設のあり方、または設置のあり方等について、職員の方からいろいろ、ご指示をいただいたところでもあります。

私どもも、改修に当たって、どのぐらいの施設規模が必要かというところは内々には試算をしております。このぐらいであれば、このぐらいかかるのではないかとこのところまで、実際には、まだ案ですけれども、たたき台として持っておりますが、その中では、正直申し上げますと1,000平米ぐらいの大きさを想定をしているところでもあります。

今後、学童保育を実際に運営するに当たって、どのぐらいの保育の児童があるかということも、施設の規模を決めるための大きな要因にもなるというふうに思いますし、どういう保育を行っていくかということも含めて、今後、適切な施設規模については、町内関係する皆様とともに協議をしながら、適切な学童保育が運営できるような施設のあり方について、検討していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長のほうから約1,000平米という言葉をいただいたのですが、その1,000が正しいのかはわかりませんが、やっぱり、必要な面積を十分確保して、後から足し増しするような、そういう設計にならないように、やっぱり大は小を兼ねると言うのですけれども、そういうことも十分考慮しながらやっていただきたいと思います。

最後に、武道館の本来の活用、行政区にもいろいろご不便をかけていることから、児童の安全性からも早期に、平成30年の春ぐらいに開設できるような検討で加速していただきたいと、そのような気持ちでいるのですけれども、実施設計を考えると、どうなるかわかりませんが、ぜひ早目に、今言いましたように来年の春早々、遅くとも夏ぐらいにはできるような、そういう加速検討。原課の方は大変だと思うのですけれども、最後にそれをお願いして、町長のほうにお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も先ほど答弁の中でも申し上げましたが、これから町民の皆様や各種会議、または議会のほうにも考え方、進め方等を協議をさせていただくということでもあります。事務手続については、早い段階からスピード感を持って行いたいというふうに思っておりますし、今ご不便をおかけしている町内会または体育関係の皆様、そして、何よりも保育を行う児童の安心

安全のためにも、早い段階で施設が設置できるように努めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、大樹町の子育て支援施策に当たっては、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全育成を図り、今後とも遊びの充実と安全性を確保し、また、今後必要不可欠な障害児のデイサービス事業も含めた建設改修計画が実現することを期待しまして、一般質問を終わります。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

○議 長

再開いたします。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2番目の項目ですけれども、認定こども園、町内3施設の事業の実態と課題と将来構想について、お伺いいたします。

国では、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法、平成24年に制定された子ども・子育て関連3法に基づき、「大樹が広げる大きな夢の子育て支援」を基本理念に、平成27年3月に大樹町子ども・子育て支援事業計画が策定され、1年が経過いたしました。

女性の社会進出や就労形態が多様化している中、保育所を利用する保護者のニーズも多様化してきています。その中、平成27年4月から町立尾田認定こども園の開設、今年度、平成28年4月から法人北・南認定こども園がスタートいたしました。しかし、社会全体でも保育士の不足が浮き彫りとなり、国もその対策に取り組みを検討されてきています。それらを踏まえ、今日喫緊の課題となっている現状と問題点、また、将来の、3年後、5年後、10年後の保育事業の構想について、まず5点ほどお伺いいたします。

1点目ですけれども、認定こども園の各3施設の利用状況について、2点目ですけれども、1年を経過した町立認定こども園の検証または評価についてと課題について、3点目で、現時点における待機児の実態と今後の対策について、4番目ですけれども、町立認定こども園の増設についてお聞きしたいのと、5番目、保育事業の将来の構想、運営、施設改修も含めて、この5点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員ご質問の認定こども園3施設事業の実態、課題と将来構想について、お答えをいたします。

1点目の各認定こども園の利用状況についてであります。社会福祉法人大樹福祉事業会の認定こども園であります大樹南保育園は定員90人で、平成26年度の利用人数は、月平均107人、年間延べ1,289人、平成27年度は、月平均98人、年間延べ1,179人の利用となっております。本年の6月1日現在の状況としては、保育園部門で90人の利用、幼稚園部門では、定員が10人のところ8人の利用となっております。平成26年度と平成27年度の月平均の利用園児数で見ると、107人から98人と、若干の減となっております。0歳児の月平均の利用園児数は、平成26年度の1.3人から、平成27年度は3.8人と、約3倍となっております。また、1歳児の利用は、平成26年度の5.4人から平成27年度は7.0人と、約1.3倍の増となっており、0・1歳児の園児の利用が増加している傾向にあるかなと思っております。

大樹北保育園は、定員が60人。平成26年度の利用人数は、月平均73人、年間延べ875人、平成27年度は、月平均72人、年間延べ859人の利用となっております。月平均の利用園児数で見ると、平成26年度から平成27年度では1人の減となっております。0歳児の月平均利用数は、平成26年度の0.8人から平成27年度は1.9人と約2倍に、また、1歳児の利用は、平成26年度の5.0人から平成27年度は6.4人と約1.3倍の増となっており、南保育園と同様に、0・1歳児の園児の利用が増加している傾向となっております。本年の6月1日現在の状況としては、保育園部門で63人の利用、幼稚園部門では、定員が10人のところ5人の利用となっております。

大樹町立尾田認定こども園は、定員30人で、平成26年度の利用人数は、月平均10人、年間延べ117人、平成27年度は、月平均27人、年間延べ319人の園児の利用となっております。大幅な増の主な要因は、平成26年度における1歳児の利用が月平均0.5人から4.3人に増えたことと、平成27年度から認定こども園になったことにより、第1号認定保育、幼稚園部門の園児が月平均10人の利用となったことによるものだと思っております。本年の6月1日現在の状況としては、保育部門で23人の利用、幼稚園部門の定員が、10人のところ6人の利用となっております。

2点目の1年経過しました町立尾田認定こども園の検証、評価と課題についてであります。尾田認定こども園は大樹町で初めての認定こども園で、1号認定の子ども、幼稚園部門の受け皿として、平成27年度当初は10人の園児の利用がありました。今年度は1号認定子ども、幼稚園部門に6人の園児が利用しており、幼稚園と保育園が一体となった施設としての役割を果たしているものと考えております。

また、尾田地域の子どもの利用は、平成27年度は11人、平成28年度は14人となっており、尾田地域の保育を担うとともに、大樹南・北保育園が定員超過により入園ができな

い場合の一時的な受け入れ先としても機能しているかなと思っております。

一方、課題としましては、昨年度から園児数が増加したため、従来の複数児によるクラス編制から、0・1歳児、2歳児、3歳児、4・5歳児の4クラス制で対応することとしておりますが、保育室が足りないという現状のため、3歳児は遊戯室を利用して保育を行っているところでもあります。

3点目の現時点における待機児童の実態と今後の対策についてであります。まず、現時点における待機児童はいませんが、今後、0歳児の入園希望が5人ほど見込まれており、その際、保護者の方が希望する認定こども園と入園についての調整をすることとなりますが、入園できない場合は、他の認定こども園と調整をすることを予定しているところでもあります。

4点目の町立尾田認定こども園の増築についてであります。2点目のところでも触れさせていただいたように、園児数が増えたため、不足している保育室や送迎、散歩の出入りに支障がある狭い状態の玄関の改修の検討を進めているところでもあります。

今後、社会福祉法人大樹福祉事業会の北・南保育園の児童の受け入れ見込みや尾田地域における出生の推計などをさらに検討し、引き続き検討協議を進めていきたいと考えているところでもあります。

5点目の将来構想、運営、施設の改築も含んでのことではありますが、市街地における保育は、今までどおり社会福祉法人大樹福祉事業会に担っていただきたいと考えておりますし、尾田地域は町立でと考えているところでもあります。尾田認定こども園につきましては、尾田地域の方々非常に大切にさせていただいており、尾田地域での施設の在り方も含め、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

一方、市街地の保育につきましては、大樹福祉事業会のお考えもあろうかと思っておりますので、先日、私のほうから大樹福祉事業会に対しまして、これからの大樹町における保育の在り方について、町と法人とで協議を行って進めていきたい旨のお申し入れをさせていただいたところでもあります。これまで大樹町の市街地における保育を支えていただいた大樹福祉事業会と、施設の在り方も含め、今後の町の保育に対する将来構想について、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、まず、保育料の関係でお聞きしたいのですけれども、概算で運営費は、町立認定園、法人認定園3施設で、人件費も全部含めると約2億円前後と押さえているのですけれども、それで、平成27年度においての保護者の負担した総額はどのぐらいになっているのか、お聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

平成27年度における保護者負担金でございますが、4,229万2,950円となっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。大体4分の1を保護者が負担しているという計算になるのですけれども。

それで、先般、内閣府で提出された平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みですけれども、年収360万円以下の相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯については負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無料化とすることをしておりますという、そういう内容の通達が多分あったと思います。大樹町の保育料の今後の対応につきましてお聞きしたいのですけれども、町村によっては360万円の撤廃で無償化という考えの町村もあるのですけれども、大樹町はどのように考えられているのか、お聞きしたいです。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大樹町におきましては、いわゆる内閣府が出しました多子軽減の考え方につきましては、国と同じ考え方で、年収が約360万円以下の方を対象にしたいというふうに考えております。年収360万円以下の方につきましては、ほかに、保育料でいきますと、階層でまだ何段階かあります。年収360万円の底の部分を撤廃してしまいますと、子供さんがたくさんいる方は、所得にかかわらず全て保育料が、第2子は半額、第3子は無料ということになってしまいます。そうした場合、例えばお一人だけいる第1階層、第2階層という所得の低い方についての公平等の考え方から、そこの部分については、今後さらに検討していきたいというふうに思っております、当面は国の示している年収約360万円というところで多子軽減のほうを実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

わかりました。

それで、今現在、保育料、国が算定基準の約7割前後が大樹町の保育料の算定基準だと思うのですけれども、今後、負担軽減の措置、例えば、その7割を5割負担だとか、町村によっては無料化とあるので、今後の保育料の在り方について、お考えについてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、大樹町の保育料の今後の在り方についてのご質問をいただいたというふうに思っております。

大樹町の保育料、国の基準に定める金額から、保育料については6掛けで設定をしているところであります。また、幼稚園の入園料につきましては、保育料の6掛けで設定をしているというのが現状であります。

今現在、大樹町の保育料の設定については、管内的に見ても低い形で進めているということであります。ただ、今、国のほうでは多子軽減というようなこともありますので、大樹町については、今回の制度改正では国が定めた形で、そのまま制度化をさせていただいたところでもあります。

先ほど担当の課長からの説明の中にもありましたが、今後、そういう部分で、子育て支援という部分で、どういう形が望ましいかということも含めて、いろいろな部分で検討をしていかなければならないというふうに思っているところでもあります。その中で、この保育料の在り方、今、大樹町が進めております6割に軽減をしているというような保育料、幼稚園の入園料の在り方も含めて検討していきたいなというふうに思っているところでもあります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、その辺も考慮していただきたいと思うのですけれども。

それで、先ほどの町長の答弁の最後のほうで、市街地の保育につきましては大樹福祉事業会のお考えもあろうかと思っておりますので、先日、私のほうから大樹福祉事業会に対し、これからの大樹町における保育の在り方について、町と法人とで協議をしていきたい旨を申し入れを行ったところでありますという、そういう答弁の内容でしたけれども、実際、法人側とは、その後、協議してきたのか、また、その内容について、もしお知らせいただければお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどの答弁の後段、最後のほうで、今後の市街地または大樹町全体にとっての保育の在り方、保育の進め方についてということで答弁をさせていただきましたが、先日、私のほうから福祉事業会のほうに出向きまして、理事長、常務、事務局長ともお会いをさせていただいて、いろいろお話をさせていただいたところであります。その中で、私どものほうから、町としての思いも含めて文書で、今後、こういう協議を進めさせてほしいということでお渡しをして、町としての考え方のご相談、お話をさせていただいたところであります。

大樹町認定こども園を運営する、尾田認定こども園を運営するという立場でもありますが、町全体の保育行政を進めていくという段階で、長年、市街地での保育を進めていただいた法人、大樹福祉事業会には、今回、認定こども園化を進めていただいたことも含めて、心から敬意とお礼を申し上げたところでもあります。そして、今後も法人とともに大樹町の保育行政を進めていきたいということでもありますので、法人と大樹町、考えを一つにして進めていくということが肝要かなというふうに思っておりますし、そういう部分で、今後の施設の在り方も含めて協議をさせていただきたいというお話をさせていただきました。

今後、想定される子どもの数が減っていくというようなこともありまして、市街地での北と南の保育施設の在り方等も含めて、ご相談をさせていただきたいということで、そのお申し入れをさせていただいた段階では、理事長、常務とも今後の方向性については、町としっかりやっていこうというところではお互いに確認ができたかなということで、非常に良かったかなというふうに思っているところであります。

具体的に、その後、動きがというところではまだ至っておりませんが、お申し入れをさせていただいたのも今月の頭というようなこともありますので、今後、事務段階を含めて、必要であれば私や副町長、そして理事長、常務とともに進めていければなというふうに思っているところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

法人とも考えを一つにして進めていくということで、そういう点からいくと、一つ大きく、保育事業に対して一歩前進したのかなと思います。ここからが新たな本当のスタートが始まっていくのかなと思っております。

それで、3月の定例議会におきまして、執行方針の中で、町内のこども園の保育部門につきましては入園希望が多く、4月当初の段階で定員を超過する可能性があることから、待機児の発生を防ぐ受け皿として、尾田認定こども園の増築に向けた準備を進めてまいります。また、園児数が増えたため不足している保育室や送迎、散歩の出入り口に支障を来す玄関の門などの改修等を検討しているところですので、そういう答弁をいただいたのですが、去る協議会において、協議事項の一つとして、尾田認定こども園の増築の提出と説明をされたのですが、今現在、将来の保育事業が、そういったビジョンは今やっとスタートラインに立った段階で、そういうビジョンが、構想がない状況の中で、玄関の門の改修は3月の当初予算で見えておりましたけれども、年度内に尾田認定こども園の保育室の増設をするのかお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

尾田認定こども園の施設の狭隘化に伴う施設の在り方についてのご質疑をいただいたと

いうふうに思っております。

先般、議員協議会の案件の一つとして、尾田認定こども園の現状を説明をさせていただいた上で、施設の改修の方針について説明をさせていただいたところでもあります。その中で、多くのご議論をいただいたということ、また、いただいたご意見の中には、私もそうだなというところも多々あったというふうに思っております。全体的な町のビジョンもなく、尾田の認定こども園だけの、今現在の定員も含めて改修していくということ、確かに、今現在の状況では、先ほども答弁でさせていただきましたとおり、3歳児については遊戯室を活用して保育を行っているというような状況があります。そういう部分を解消するためには改修が必要かなというふうには思っておりますが、その施設が今後、全体を見据えた中で、子どもたちが減っていく中で、結果として余分な改修に終わらないかなということのご指摘を先日いただいたというふうに思っておりますし、その部分では、町としても全体を見据えた中で進めていくことが肝要かなというふうに思っております。

議員がおっしゃるとおり、玄関部分については非常に狭いと。または冬、または雨のときにも、保護者が待機する場所もないというようなこともあり、適切な施設の改修については必要かなというふうに思っているところでもあります。改修については、適切な保育環境をつくるという部分では、現状の状況では、私は改修が必要かなというふうに思っておりますが、全体的な大樹町の今後の保育または施設の在り方等も見据えた中で、どういう部分で尾田の施設が必要かというところは再度協議をしていきたいというふうに思っております。その改修の時期等については、今後の方向が、全体的なものを見据えた中で、また改めて必要な部分が出てくれば、予算を計上させていただくなり、議員協議会等でご相談させていただくなりということを進めていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、現行の施設の関係で、もう一步踏み込んでお話ししますと、三つの施設、町立、北、南なのですけれども、4月の認定申請の段階で、合計の床面積から考えますと、乳児室、保育室の合計が約152平米、最低基準の園児数の約30名なのですよね。保育室が475平米で、最低基準の園児数でいくと239名。それに遊戯室が451平米となりますので、以上のことから、施設の老朽化は別として、現行の床面積でいきますと、尾田で、認定こども園での保育室の増室には、私はならないと思うのですよ。大樹町全体の床面積でいくと、十分吸収できる数字なのですよね。ただ、問題なのは、担い手、保育士の確保が十分できれば、特に未満児、0歳児の保育が十分可能だと私は思っているのですけれども、全国的に、冒頭で触れましたけれども、保育士が不足。これは国の統計ですけれども、全国に隠れ保育士という資格を持った方が約57万人ほどいるそうです。大樹町も多分、そういう隠れ保育士がいると思うのですけれども、喫緊の課題として、保育士の確保対策が今は一番必要な時期かなと思っているのですけれども、その辺の町長の考えについてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま3施設の床面積の関係でのご質疑をいただきました。確かに、全体的に見ればそういうことになるかなというふうに思っておりますが、今、議員後段でおっしゃられたとおり、私どももそうですけれども、法人側でも、保育士の確保については本当に苦慮されているということもお聞きをしているところであります。

今年度、これから0歳児の入所を希望される方が、今、私どもの事務段階では5人いるというふうにお聞きをしております、その5人を、法人のほうで調整の上お引き受けいただけるということであれば、私どものところは今の人数での保育を進めていくというようなことになろうかというふうに思っておりますが、まだ具体的にはあれですが、法人側のほうでも0歳児を受けるに当たっての保育士の手配がつかないというようなこともあって、受けることが非常に難しい状況にあるということは、まだまだ内々の事務段階ではございますが、お聞きをしているところであります。そうなってくると、尾田認定こども園でさらに受けていくというようなことが想定されるということで、さらに尾田認定こども園の施設の狭隘化が進んでしまうのかなというところも危惧をしているところであります。

保育士の確保につきましては、法人との打ち合わせ、いろいろなお話の中でも、その大変さについてはお聞きをしているところであります。どういう形で大樹町内に保育を担える人材を確保していくかというところについては、私どもも大変頭の痛いところでもありますし、正直、明確な方法がないというようなことであります。いろいろな取り組みを全ての自治体が行っているというようなこともありますので、優良事例等があれば、参考にできるものは参考にしたいというふうに思っておりますし、ぜひそういう部分で、こういうことがいいのではないかというご意見があれば、アドバイスも含めていただければなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

保育士の求人ですけれども、例えば正規雇用で、民間と町立で採用してしまうと、やっぱり、町立保育所は地方公務員だから、身分からいくと、同じ給料でどちらに行きますかといったら、普通の人はやっぱり地方公務員のほうに就職してしまうのですよ。

それで、一つの案として、これ、各保育所で求人を求めるのではなくて、一丸となって募集していくことも、今後は町として必要ではないかと思うのですけれども、例えば保育士の確保対策として、大変だと思うのですけれども、新卒、新規で採用した人を、身分を保障しながら法人に出向させるという、例えば社会福祉法人のような、ある一定期間を設けて出向させて保育事業に取り組むという、そういったことも、可能であれば試みていただきたいと思うのです。

また、高校生、今日はもう帰ってしまったのですけれども、進路にかかわって、大学、専門学校等資格取得にすることで、町独自として、条件つきで就学資金の貸し付けとか、取得した後は大樹で働いてもらうと。5年間働いたら返済は免除するとか、そのぐらいのことをやって、また、若者が住みやすい移住政策の計画を持ちながら、今後はやっぱり若い人の力というのは必要なのですよ。保育士もそうですし、看護師、介護士、保健師。やっぱり若い人の力というのは絶対必要なのですよ。そういったことを今後は政策として考えるべきではないかと思うのですけれども、その辺、町長の考えについてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

保育士の確保の対策の在り方として、町立、そして法人とともに採用の作業を行う、または、法人で採用される保育士の方々にも、身分保障ということで、町の職員としての立場を持っていただいて、長く働いていただくというようなこと、方法としてはあるかなというふうに思っておりますが、派遣の関係で、年数が制約されるとか、いろいろクリアしなければならない場面はありますが、方法としてはあるかなというふうに思っております。

今後も、保育士に限らず、特に看護師、介護士、保健師もそうではありますが、求人してもなかなか、応募すらないという状況が続いている中で、少しでも長く働いていけるような環境づくりに意を注いでいきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

保育士対策、確保というのは大変、今、喫緊の課題なので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、過去の保育所の閉所してきた地域の思いというのをちょっとお聞きしたいのですけれども、市街地における保育は大樹福祉事業会に担っていただき、尾田地域は町立で考えているという、そういう答弁の内容でしたけれども、今までの経過の中で、例えば小中学校統合では、昭和40年に中島中学校の統合が始まり、平成14年に、街なかで、小中1校で、しっかりした連携教育を実現に向けた大樹町小中学校適正配置計画を取り組まれているが、加速して、平成25年に尾田小中学校の統合を最後に、その間に約17校が統合されてきたのですよね。それで、今現在、地域、保護者の期待に応えた道教委の指定校を受け、学力、体力とも向上してきています。小学校の統廃合に合わせて、僻地保育所、平成9年に生花、平成15年には浜大樹、平成21年には石坂、平成26年には旭保育所と閉所したのですけれども、尾田を含めて、平成9年度から閉所を計画してきた当時の町の保育事業の政策について、どのようにこれを進めてきたのかお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

保育所の統廃合の関係、または学校も含めての部分でのご質疑をいただいたというふうに思っております。

私も、職員時代に教育委員会に4年間勤務をしていた中で、学校の統廃合を進めてきたという経験もありますので、実際に地域から学校がなくなっていくということの意味はわかっている、身にしみて感じているところでもあります。

学校につきましては、適正化配置計画のもとで、平成24年度末までに小中を1校にするというようなことで進めてまいりました。また、あわせて地域に学校がなくなってしまうということも含めて、保育所のほうでも、教育委員会ではありませんが、そちらのほうで統廃合の、閉所の話を地域とともに進めてきたということがあろうかなというふうに思っております。

学校がなくなってしまうということで、地域の保育所を卒園した段階で、例えば大樹小学校のほうに進むということであれば、早い段階から市街地の保育所のほうに通園をさせたいという親御さんの思いもあって、例えば、具体的に申し上げますと、石坂が、小学校が閉校するという段階で、翌年には保護者の皆様がそれぞれご判断をして、石坂保育所の閉所につながってきたということは私も教育委員会の立場で拝見をさせていただいたところでもあります。尾田につきましても、先ほど答弁の中で申し上げましたが、地域での入所をいただいている児童、園児の数が、平成27年度は11人、今年度は14人ということでもあります。また、認定こども園ということで運営をさせていただいておりますが、大樹市街のほうからも通っている園児、幼稚園、保育所に通っている子どもたちがいるということで、30名程度の中での運営を進めているところでもあります。

今後、尾田地域での利用の数等については鋭意注意をしていきたいというふうに思っておりますが、今現在の園児数では、今今、いついつを目途にということでは、私は具体的に思っているところはないというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。学校も含めて、保育所は地域の重要な施設でもありますので、地域の皆様からのご理解を得て、市街地に統合してもいいということがあるのであれば、しかるべき段階でご判断をさせていただくというようなこともあります。今現在は、地域でしっかり認定こども園を見守って、盛り上げていただいているという状況もありますので、私どものほうからそういう考えを地域のほうにお示しをするということは、今今は、私は思っていないということで、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

本年作成した過疎地域自立促進市町村計画において、郡部においては保育所統廃合を進めており、その地域の児童は市街地の保育所に送迎と。これ、ページ数では30ページに明記されているのです。平成22年に計画された次世代育成支援行動計画の中で、当時は、副町長はこの委員にはなっていなかったのですけれども、副町長は当時の企画課長で担当された

と思うのですけれども、その中の保育サービスの充実、保育所環境整備、その中の事業量において、認可保育所、平成20年度は5カ所から平成26年度は2カ所の計画で明記されているのですけれども、その2カ所の認可保育所とはどこの保育所なのか、お聞きしたいです。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員ご指摘の大樹町次世代育成支援行動計画後期分、平成22年度から平成26年度の部分であります。その中に、事業量として、認可保育所については平成20年度の5カ所を平成26年度に2カ所にするということが明記されております。この段階では、この2カ所というのは、私の憶測ではありますが、南北の法人の保育所を指しているのかなというふうに思っております。ただ、この後、大樹町の子育てをどうしていくかという部分、または保育の制度の在り方として、認定こども園という考え方が示され、大樹町にも認定こども園が設置されたということでもあります。今後、大樹町といたしましては、今の形、尾田地域には町立の尾田認定こども園、そして、市街地には法人が運営する認定こども園があるということが、大樹町の子育ての支援策としては好ましい形ではないかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、前段、先ほども申し上げましたが、福祉事業会とのほうとも今後、大樹町の子どもの数を見据えた中で、どういう施設の在り方がいいかというところは協議をしていきたいというふうに思っておりますし、その段階で、今の南北の保育園の在り方等についても、法人のほうとも思いが一つになれば、また新たな形での市街地の保育の在り方もあるかなというふうに思っているところでもあります。

前段申し上げましたが、平成26年度を目標年としておりました次世代育成支援行動計画後期の中に書かれております事業量の2カ所については、平成26年度の段階では南北の2カ所だったのではないかなというふうに思っております。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の段階でいくと、これから進めていく中で、人口が減少していくと、量も質も下がっていくとなると、先ほど述べましたような現行の床面積でいくと、やっぱり尾田認定園の増築はどうなのかなと思います。仮に尾田のほうが増築となると、これから子どもたちが減っていくのに、建ててしまうと、最低でも10年や15年そこで運営しないと、施設が無駄になりますよね。それで、平成9年から街なかでしっかりとした保育を維持、期待しているので、閉所した地域は。それも閉所した地域の方々というのは本当に断腸の思いで同意して、町長の理解を進めていくことを考えると、そう簡単に、今の、これから人口減少していく中で、保育所の増設には私はならないと思うのですよね。そういったことを、閉所してきた地域の思いというものをきちんと町長も理解されているのかということと、また、増設に当

たっては、閉所してきた地域、住民に対して、いろいろな場面で説明や理解を求めていく必要があると思うのです。そうでないと、なかなかみんなは理解してくれないと思うのです。多分、小中学校連携で、街なかで一緒にやるということは、保育所もみんなそのような思いでいると思うのですよ。将来的には幼小中高と連携した生涯学習というのがやっぱり、それが一番望ましい姿だと思うのですけれども、その辺についての町長の考えはどうなのでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も今、議員が最後のほうにご発言がありましたとおり、今、大樹町の教育の場では小中高の連携が非常にうまくいっているというふうに思っております。ここに、保育段階、幼児、保育園、幼稚園の教育がさらに充実することによって、子どもたちの教育の場面、未来の場面向かっての場がさらに一步進むのではないかというふうに期待をしているところでもありますし、必要なことだというふうに思っております。

先ほどもお話ししましたとおり、大樹町の保育に関する子供の数の推計などを含めた中で、市街地での大樹町全体での保育の在り方についてはしっかり検討した上で進めていかなければならないというふうに思っておりますし、市街地の保育園については、法人が運営していただいている施設については、老朽化が進んでいるというようなことも含めて、施設の在り方については町としてもしっかり責任を果たしていきたいと思っております。

確かに、町が閉所等も保育所については進めてきたということもありますので、私も軽々に尾田の認定こども園の増設を進めたいというふうには思っておりません。ただ、今現在置かれている保育の状況、環境を考えると、施設の増設を含めて、適切な保育の在り方については検討しているということでご理解をいただきたいと思っております。

全体的な子供の数が減っていくという中で、尾田の施設が最終的には空いてしまうというようなことも想定されておりますので、今後、そういうことのないような形での施設の改修の在り方についても検討をしていきたいというふうに思っております。

施設の改修等については検討を進めているということをご理解をいただきたいと思いますが、検討ありきということではないということも含めて、ご理解をいただきたいと思いません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後ですけれども、今までは一般保育の関係で、床面積からいくと、私はいらなかった。ただ、特化的な保育、例えば休日、障がい児保育、あとは、ちょっとあり得ないと思うのですけれども夜間保育とか、そういう特化的なことをやるといったら、また話は別

なのかなと思うのですけれども、年度内にしっかりと、せっかく今、話を持って法人とスタートラインに立ったのですから、法人の施設も、建設から、今、町長がおっしゃいましたように約30年以上の経過をしている施設の在り方を考えたり、担い手の確保、保育士の確保、要望の多い0から2歳児の預かり枠の拡張や保育時間の延長、障害のある子どもへの対応も可能となる今後の保育事業をしっかりと、これからスタートラインに立って協議していただきたいと思うのですよ。それで早期に、3年後、5年後、10年後にどうしたいのだという、そういうビジョンの計画だとか青写真というものをきちんとお願いしたいと。それによって、尾田認定園の増築の必要性も、存続も兼ねて、明らかになってくると思うのです。そういうことを十分に考えていただきたいと私は思っているのですけれども、今後のビジョンについて、町長にお願いしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員おっしゃられた思いというのは私も共有しているというふうに思っております。町の大樹町における保育の在り方、どういう形が望ましいのかというところは、施設を運営する側、私と福祉法人でもありますし、また、保育園、認定こども園を利用される保護者の思い、そして、利用する子どもたちの安心安全な保育の在り方等も含めて、トータル的に考えていかなければならないというふうに思いますし、先ほどから、ご意見、ご質疑等でもあります障がい児などの、どういう形での保育の進め方がいいかということも含めて、トータル的に考えていかなければならないというふうに思っているところでもあります。そういう部分で、これから作業を進めていく中で、いろいろな角度から、多くの方からもご意見をいただきながら、みんなと情報を共有して、同じ思いで進めていけるような方策を講じていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、子ども・子育て支援制度の、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、二つ目には保育の量的拡大（教育）、保育の資質改善、三つ目に地域の子ども・子育て支援の充実といった三つの目的に向かって、子供や子育てが、家庭が安心して暮らしていける地域環境と保育事業を築けるように期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、阿部良富君。

○阿部良富議員

先に通告してあります2点について、町長にその考えをお伺いいたします。

まず1点目ですけれども、基盤整備についてですけれども、今、国が言う基盤整備において、畜産クラスター計画を策定実行したところ、排水施設の改善をと言っているが、これは起伏修正も含まれるのか。これらの補助率は3分の2と言われているが、ところによっては2分の1と言われています。そこで、町長の判断を求めます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、阿部議員ご質問の農業基盤整備について、お答えをいたします。

畜産クラスター事業につきましては、農林水産省が平成27年度の新規事業として、地域の酪農・畜産の収益力向上を目的とした施設整備事業、機械導入リース事業、受精卵事業などの畜産クラスター関連事業の実施を進めているところであります。

本事業の活用にあたっては、地域において生産者及び関係機関が参画する畜産クラスター協議会を設立し、その協議会において、地域の収益性の向上を目的としたクラスター計画を策定し、その計画に地域の中心的な経営体と定められた生産者が本事業を活用できることとなっております。本町においては、大樹地区と生花・晩成地区の二つの協議会を設置して、この事業を進めているところであります。

議員のご質問であります、排水施設の改善の中に起伏修正も含まれるのか。補助率は3分の2と言われているが、ところによっては2分の1と言われているがということですが、この事業につきましては、畜産クラスターを後押しする草地整備の推進を図る事業で、大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地、畑の一体的整備、草地の大区画化、排水改良の改善、起伏修正などの整備を行うものであります。補助率につきましては、国営の農地防災事業や農地開発事業では補助率が3分の2、草地基盤整備事業などでは補助率が2分の1となっているところであります。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

町長がいろいろと言われるのは私もわかるのです。ただ、国は毎年のように方針を変えてきます。このやり方をやられたら、農業者は迷っているというか、はっきり言って、やりにくくなるのですよね。今はいろいろと答えられたが、だから私は不十分だと言っているのではなくて、国や道はいろいろと考えて、いろいろな事業を出してきているが、その中の一つ

として取り上げてほしいと思います。なぜなら、今、使っていいというか、個人というか、老人農業者の方々がおりますが、そういう方の畑の補助は、今まで、農作業機が小さくて、それぐらいの仕事しかしていませんでした。近年、畑を使ってもいいという人が増えてきました。そういう方の畑は未整備で、特に排水対策とかが大変遅れていると言って過言ではないと思います。それにも増して、昭和40年代ですけれども、そのころに終わったカイパの関係の排水路は、土地が沈下して、排水が上がったというか、埋まったというか、そのせいか、排水が不十分なところもかなり見受けられます。そういう中で、町長は何を考えられるか。また、国や道に対してどういう要望をしてくれるのかということ、まず1回お伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、再質問で阿部議員のほうから、農業の基盤整備の関係のご質疑をいただいております。

生花地区に限りますと、アイボシマの、いわゆるカイパ事業という事業で、昭和46年から昭和57年まで、この事業で農地造成、暗渠排水等を取り組んできた経緯があります。このカイパ事業で、農地造成については1,000ヘクタールを超える面積を行った。そのうち、暗渠排水についても700町を超える面積を行っているところでもあります。

また、平成に入りまして、平成12年から平成18年まで、国営農地防災事業ということで、生花地区を中心に、不陸修正、そして暗渠排水、置き土の事業を行っているところがあります。アイボシマ地区、生花地区につきましては、地形の関係も、水位の関係もあって、排水の関係がままならないということで、作業に支障を来すというのは私も理解をしているところであります。また、昨今の農作業機械の大型化によりまして、圃場への出入り等々も含めて、作業効率も含めて、効率が悪い畑もあるというふうには思っているところであります。

先ほどご説明したとおり、畜産クラスター事業については、この事業を行うことによって、地域の担い手となる経営体に、この事業を通じていろいろな取り組みがなされているということで、大樹町においても、機械導入リース事業等を含めて、今、鋭意取り組んでいるところであります。今後、基盤整備等、必要な部分については、鋭意、国なり道なりの事業化を含めて進めていくことが必要かなというふうに思っております。事業を採択するに当たっては、ある程度の戸数、そして、ある程度の面積等も必要になってくるということですので、それぞれ地域に応じた適切な基盤整備事業の導入に向けては、また地域の皆様、そして、JAも含めて関係機関とも相談をしながら鋭意進めていきたいと思っております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

今、そのようにいろいろと進めていくと言われましたけれども、問題は、排水路とか水のたまるような畑です。はっきり言って、事業費は安くはありません。大樹町で進めている小規模土地改良事業は、一気に10町も20町もやれば良いのですけれども、これはそんなにできないと思いますが、排水路一つとってみても、1キロ掘るのに600万とかよく言われますね。だから、そういうことを含めたら、やっぱりここら辺で排水路、昭和40年から50年にかけて終わったカイパの関係と、今、老人が畑を貸してくれるところ、今まで使っていたところが、結構排水が埋設しているところがあるのです。やっぱり、そういうところを何とか国か道の事業で取り上げてやっていただきたいと思いますが、町長はどう考えますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員、今ご質疑の中でもありましたが、大樹町も、町単独事業で小規模土地改良事業を行っているところであります。この事業は、農業者が自ら自分の土地の、排水も含めた土地改良を自分の手で行えるという形で、非常にやりやすい事業であるという評価もいただいておりますし、町も自らの手でやれる範囲についてはやっていただくということでの事業を進めているところでもありますので、その利活用についてもお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、アイボシマ地区等を含めて、生花地区は排水の部分で水位が上がっている、または排水路が老朽化して詰まっている等も見受けられるということも承知をしているところでもあります。町単独で行える排水路の床ざらいでありますとか、中に生えている雑木の処理等も含めて計画的に実施をしている地区もあります。アイボシマ地区のように全体的な部分での対応ということでは、国または道のほうにもいろいろとご相談をさせていただいておりますが、当初の整備が済んでいるということで、新たな事業を導入するという、該当する事業がないというようなこともお聞きをしているところであります。今後も、置かれている状況等も含めて、開発または北海道のほうとも適切な事業の実施に向けて努力をしていきたいということで、ご答弁とさせていただきたいと思っております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

ありがとうございます。

いずれにしても、大樹町は国有林とか道有林、町有林もありますけれども、かなりの面積があるのですよね。そこら辺から流れ出る水が結構、畑を潤してくれるというか、迷惑な水なのです。だから、町有林とか国有林、道有林にある山の手の排水だけでもいいから、要するに、国にお願いしてもらいたいというのは、排水路の再整備というものができないかということだけお願いしていただきたいと思いますが、どうですか、そこら辺は。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

国有林、道有林、町有林から出てくる雨水も畑に大きな影響があるということ、私もそのとおりだというふうに思っております。町も、町有林等も含めて、必要な箇所に排水路を設置をして、農地への雨水の流入を避けるというようなことを講じてきた地区が、かなりの場所があります。老朽化している、または長い年月で、山から流れ出た土砂等でもう埋まってしまっているというようなところも多く見受けられるということもありまして、町のほうとしても、地域の地権者の皆様のご意向も含めて、毎年計画的に掘削を行っているという状況にあります。

今後、国有林、道有林から流れ出る雨水対策も含めて、必要な部分については林業サイド、林務サイドのほうとも協議をしていきたいというふうに思っております。

○阿部良富議員

そのままやっていますか。

○議 長

はい。続けてください。

○阿部良富君

それでは、2問目に行きます。

町長もご存じのとおり、今年度、乳価交渉が始まった段階で、ある官僚から指定生乳生産者団体の在り方についてを議論いたしました。政府は、このたびの乳価の問題で、指定団体等の廃止などの発言を強めてきました。関係団体の反発により、話は途中で挫折したようですが、生乳生産者が今ある制度を守っている町村と連携して、春の交渉時には制度の存続を国に強く求めていただきたいと思いますし、そういうことを長く求めていっていただきたいと思います。これに対して、町長はどう考えますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

阿部議員ご質問の指定生乳生産者団体の在り方について、お答えをいたします。

指定生乳生産者団体制度、いわゆる指定団体制度は、全国で10団体が指定されており、北海道ではホクレン農業協同組合連合会が指定をされています。この制度は、地域で生産された生乳の一元的な集荷と複数の乳業者に対する多元的な販売により、乳業者に対する生産者の価格交渉力を高め、集乳、送乳の合理化、合理的な価格形成や需給調整を行うことなどを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保と牛乳乳製品の安定供給を支えているものであります。

生乳は、毎日生産される一方、腐敗しやすく、貯蔵性がないという特性から、短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要があります。酪農家は、価格交渉上、不利な立場に置

かれる傾向にあるとも言われております。このため、指定団体がより多くの酪農家から生乳の販売委託を受け、価格交渉力を強化して乳業メーカーと対等に交渉して、価格の安定を図っているところであります。

また、指定団体は、乳業メーカーとの価格交渉に加えて、液状で輸送コストがかさむ生乳をまとめて輸送し、輸送コストの削減や広域的な販売ルートにより生乳の販売先を調整し、生産された生乳を廃棄することなく販売できるなど大きなメリットがあり、国としても指定団体を通じて加工原料乳生産者補給金を交付し、このような取り組みを後押ししている状況であります。

生乳需要に応えるため、酪農生産の根幹を支える指定団体制度の機能を生かしつつ、生産、加工、流通を通じた整合性のある酪農対策を講じることにより、酪農生産基盤を確保し、競争力のある持続可能な酪農経営を実現する必要があると考えております。

このようなことから、酪農を主産業としている本町として、生乳需給の安定と生産基盤の強化を図るため、この指定団体制度の機能を維持していくことが今後も必要だと考えており、JAとも連携し、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

町長の強い考えはわかります。しかし生産者は、指定制度が廃止になったら生乳は値下がりし、また、メーカーによる距離的な取引により値下げ要因も加わり、20年前と同じ生乳の破棄、またはメーカーによる不買運動が出たり、高級官僚が替わるたびに発言がぼろぼろと出てきます。町村長たちは、このことを反省して、国に対して官僚が替わるたびに余り発言を変えてもらっては困るということを強く申し出ていただきたいと思っております。そこら辺はどうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町における指定生乳生産者団体の重要性については、私が申すまでもなく、平成12年に起きました雪印の工場関係のときにも1滴も牛乳を廃棄しないで済んだということは、この生乳生産者団体の全道挙げての取り組みの成果だというふうに思っておりますし、大樹町としても本当に感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。

今、議員がおっしゃるとおり、国の農業農政については、本当に、猫の目と言われるような、いろいろな部分で取り組みが二転、三転しているというのは私も十分感じているところでもあります。また、昨今の農業を取り巻く、または農協を取り巻くいろいろな事務事業等の在り方についても、国内で大きな議論を呼んでいるところだというふうに思っております。その中の一つが、この指定生乳生産者団体の組織の在り方、事務事業の在り方なのかなというふうに思っております。

私も、この制度がなくなると、例えば遠隔地で少ない量の酪農家のところには集乳車が来なくなるというようなことも懸念されるのではないかなというふうに思っておりますし、地域の酪農を守っていく、この日本の酪農の中核を担う北海道十勝の生産者のみんなを守るという意味では、生乳生産者団体の事務事業の継続については今後も必要だというふうに思っているところでもあります。ただ、長年、同じ形できているというようなこともありますので、制度の中身、システムの中身等については、今の時代に即した形での改善なりが必要なのかなというふうに思っているところでもあります。

大樹町といたしましても、必要な部分、しっかりと国なりに申していかなければならない部分については、都度、生産者の皆様とともにしっかりと伝えていきたいということはお約束をしたいと思います。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

町長の力強い答弁、ありがとうございます。

いずれにしても、20年前でしたか、1週間、牛乳を投げたことがあります。そして、そのときにまた発言が出たのは、キロ別に集乳単価を決めるかとか、そういう話も出ました。だから、やっぱり、町村長がまとまって何とか、道内はこれ一本でいくのだということを早目に打ち出しておいてもらわないと、何でもいから高級官僚が替わるたびに発言が変わるといのは、やっぱりどうも気に食わないので、高級官僚に対して、うまくないとはっきり言ってほしいのですよ。そこはどうか、言えますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

20年前に生乳を廃棄したという部分は、生産調整があつてのことだというふうに思っております。確かに、白い生乳に色粉を入れるとか、廃棄するというような事態があつたというふうに私も記憶をしているところであります。全国的に、酪農家、そして牛の数が減少していくという中で、これからの日本の酪農の部分では、生産調整という部分では、なかなかそういう制約は発生しないのかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、道内、十勝でも見受けられますが、それぞれの用途に応じた牛乳の価格帯があるわけですが、この用途に応じた牛乳についても、指定生乳生産者団体が調整をしながら進めているというようなこともあります。今後、飲用向けに生産者団体を通さず出荷をしていくというような動きが見受けられるということもありますが、大樹町といたしましては、生産者団体を通じての生乳の出荷等についても取り組むように、関係機関とともに進めていければなというふうに思っております。

国のほうに、または高級官僚に物申せということではありますが、必要な部分については、私からもしっかりと伝えていきたいと思っております。

○阿部良富議員

ありがとうございます。

○議 長

次に、6番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました子育て支援対策の充実についてというテーマで、町長の考え方を伺いたいと思います。

将来の人口減少問題は、各自治体にとって深刻な課題であることは言うまでもないと思います。地方創生の基本目標である総合戦略を推進する中で、子育て支援に関連する事業を最優先とする自治体が多くあり、大樹町も総合戦略の骨格が固まりまして、総合戦略で掲げた目標達成に向けて、さまざまな具体的な対策の実施を目指しつつあると認識をしているところでもあります。

人口問題では、特に子どもの出生率を上げることが中心でありまして、現在の1.59人から2035年には2.07人まで上昇させることを目標にしていますが、現状から言いますと、この目標数値の実現は簡単ではないと。大樹町が魅力ある町で、この町に住みたい、そして、ここで働きたい、子育てもしたいと、多くの若者に思ってもらえるような活力のあるまちづくりが大切だというふうに思うところであります。

子育ての支援事業には特定不妊治療費の助成や医療費の助成、保育料、給食費補助、出産祝い金支給などなどがありますが、これらの制度を今よりも一層充実をさせて、地域経済の中心である商工業の活性化と連携させることを模索しながら取り組むべきであると考えます。

そこで、現行制度の充実と新たな支援事業についての考え方があるのかどうか、それから、祝い金制度では、地元商品券の活用で商工業の振興と連携させる考えはないのか、この二つを中心に、町長の具体的な考え方を伺いたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の、子育て支援対策の充実についてお答えをいたします。

1点目の現行制度の充実と新たな支援事業についての考え方についてであります。子育て支援関連事業については、大樹町人口減少対策ワーキンググループや大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、制度の拡充や新たな支援等を図ってきたところであります。不妊治療については、国が初回分の治療費の助成額を拡大することに合わせて、町の助成額を7万5,000円から15万円に増額し、新たに男性不妊治療の実施に伴う個人負担額の一部助成を行うことといたしました。

さらに、今年度から、道では妊産婦安心出産支援事業として、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠いなどのことから、妊産婦の心身両面の負担や経済的負担を軽減するための、

妊産婦健診や出産に要する交通費、出産直前の準備のための宿泊費について新規に助成することとしたため、町においてもその経費を助成することといたしました。

町単独の事業としては、今まで14回と定められていた妊婦健診に係る費用の助成回数の上限をなくすことといたしました。

今後も、安心して子どもを産み、育てたいという環境づくりに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

保育所等の保育料では、2号、3号認定子ども、いわゆる保育所部門に入園する児童の保育料は、国から示された基準額のおおむね60%で設定をしており、1号認定子ども、いわゆる幼稚園部門に入園する児童の保育料は、保育所部門の保育料のおおむね60%に設定しており、引き続き、町独自の軽減策として保育料を軽減してまいりたいと思っております。

さらに、国の新規施策として、本年4月に遡って多子世帯の保育料負担軽減が実施されることとなり、規則の改正を行ったところであります。年収約360万円未満の世帯が対象で、現行制度の1号認定子どもについては小学校3年生まで、2、3号認定の子どもについては小学校就学前だとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償となりました。該当する世帯については、できるだけ早くお知らせするように努めてまいりたいと思っております。

本年4月から、市街地にある北と南の保育園が認定こども園に移行しており、3歳以上の全ての子どもが入園できる体制が整いました。また、共働き家庭などの増加により、0、1、2歳児の入園を希望する家庭が増えていることから、待機児童の発生を防ぐ方法も含め、これからの大樹町における幼児期の教育、保育の在り方について、社会福祉事業会と協議し、子ども・子育て支援の充実に努めてまいりたいと思います。

2点目の祝い金制度における商品券の活用についてであります。大樹町に住民登録している方が出産した場合のみの対象とするのか、出産後、大樹町に転入された方をどうするか、さまざまな議論、検討項目があり、今現在、実現には至っておりません。今後、祝い金を実施する場合には、議員ご指摘のような方法も合わせて、商工業の発展とつながるような方策について検討してまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ますます減少する人口問題の一番の原点が、たくさん手段はあるのですが、原点が子育て問題だとすれば、やはり町長が言われたように、安心して産める、そして育てられる、そういう環境づくりが最も大切だというふうに、私もそのとおりで思っていますから、そういう観点から何点か伺っていきたいと思います。

ご存じのように、大樹町において産婦人科がなくなってから久しくなるのですが、安心して産める環境づくりとしては、子どもを抱えてから産まれるまでに、地元で健診もなかなか受けられない、出産も、早く言えば、大樹で言うと帯広か芽室ですよね、大体。そこまで行

かなくてはならないという、そういう恵まれない環境にあります。そのことの、一つは課題だと思っていますし、今、年々変わりつつあるのですが、町長が言われた、国の助成に上乘せをする、そういうことと、それから健診の回数の問題で言いますと、具体的に言うと、子どもを抱えてから出産するまでの経費をこの助成金と含めて、本人の、やはり負担というか、出費の関係の、大体概略の経費の金額はわかるのですか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

出産までにかかる経費ということですが、詳細の部分が合っているかどうかという部分はあるかもしれませんが、そこはちょっとご容赦いただきまして、基本的には、今回、交通費の部分を道と町で実施するということになりまして、その分の負担がなくなったということ、合わせて、実際の妊産婦の方から要望がありました健診の回数の上限、これにつきましては、予定日を過ぎてから、まだ産まれない方については、さらに1週間ごとに健診に行かなければならないということになっていまして、ここの部分を助成してほしいというふうなお話がありました。今回、ここを町で助成するということになりましたので、この部分の個人負担もなくなったということになります。そういたしますと、あと出産費につきましては、その方の入っている保険のほうから支給されるということになりますので、原則的にはご本人のほうにかかる負担はほとんどなくなったのかなというふうな理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今のお話から言うと、あともう少しで、ほとんど無料というか、本人の手出しがなくなるということですから、現状で言いますと、出産を、遠くの町まで通院をして、健診を受けなければならなくなるという精神的な問題はあっても、お金の面ではそれほど、負担が軽減されたということで理解をしたいと思います。できれば、それが全額無料になるように、それも一つの課題ではないかということでもありますので、若干、町長、そこに一歩踏み込めないですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁もさせていただきましたが、妊産婦に係る安心出産支援事業ということで、今年度から新たな取り組みを進めてきているところでもありますし、町単独の考え方も加えた中で事業を進めているところであります。管内的には帯広と芽室にしかお産ができる病院がないということで、地域の自治体、または地域でお暮らしの妊産婦の方々、そういう部分で

は非常に不安があるというのは私も十分承知をしているところであります。今後、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりのためにどのような方策が必要かは、さらに検討を進めた上で、必要な部分については予算化も含めて事業化を検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、安心して産めるということに、そういう環境づくりによろしくお願ひしたいと思います。

続いて、不妊治療の問題ですが、近年、諦めかけていた不妊で悩む方が、何とか治療によって産めるという、これはお金の問題ではなくて、産みたくても産むことができないということの悩みを解消できるので、これはかなり明るい兆しがあると思っています。ただ、これもまだまだお金がかかることでありまして、今回、国の初回分の助成額の増額含めて、町の7万5,000円から15万円も含めて、前進はしているのですが、ほかの町村で言うと、上限がない、全額助成とかというところもあるのですが、ここは現状と将来の考えとして、全額助成というところには、考え方はございませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘のとおり、結婚されて、世帯を持ち、そして子どもを望んでおられるご夫婦で、なかなか子どもに恵まれないということは大変おつらいというふうに思っておりますし、それに対する不妊治療等も大変高額だということで、経済的な負担もあるというふうには思っているところであります。

今回、町の制度として、助成額を増額し、また、新たに男性の不妊治療についても一部助成を行うということで、町の不妊治療に対する考え方としては一歩進めたというふうに思っているところであります。

今後、今進めております不妊治療に対する取り組み、さらに必要な部分があれば、またうちの保健師等との意見も聞き、または対象となる方々のご意見等も参考にしながら、新年度に向けて検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、悩んでいる方々の不安解消のために、早期な検討をお願いをしたいと思います。

次に、保育料の関係なのですが、国が多子世帯の保育料の軽減で、年収360万円未満のところに線引きをしたのですが、これは今、国が線引きした金額の是非は言いませんが、大樹町に該当させた場合に、例えば360万円の線引きで、該当しない人、する人というのは

把握をしていらっしゃるでしょうか。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

あくまでも概算の数字ですが、今回の年収360万円未満の世帯で多子世帯の保育料の負担軽減に該当する世帯は、一応9世帯ということで押さえております。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、該当しない世帯も把握をしてありますか。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

年収で360万円以上という形での把握は、申し訳ありません、しておりません。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと、理解のために再度聞かせてください。

360万円以下で9世帯が該当するということは、多子世帯は9世帯だけという理解ですか。それとも、もっとあるけれども9世帯だけと、それは差し引きでわかりませんか。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回の多子世帯につきましては、まず、制度の若干お話をさせていただきたいのですけれども、今まで幼稚園部門は小学校3年生までが第1子、保育園部門については、保育園に入学している子どもが第1子というカウントをしておりました。これがなくなりました。つまり、年収360万円未満の世帯の方は、第1子の方が大学生であっても、幼稚園に入っている子が2番目の子であれば半額、3人目がいれば無料になるというような形でございます。こういった形で該当するのが、先ほど言ったように……すみません、9世帯ではありません。9人ということでございます。一方、通常の子多世帯、今までどおりの多子世帯ということで、年収が360万円以上の方であっても、幼稚園部門については小学校3年生までを第1子、保育園部門については、小学校に入る前までを第1子という形での負担軽減、第2子については半額、第3子については無償ということは、今までどおりやっていく予定でございます。ただ、その分の差し引きの数ということでは、申し訳ありません、ちょっと正確な数は押さえていないというところです。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

わかりました。その年齢との差、かかわりで、例えば5人いても、年齢のところのクリアの問題があるから、必ずしもそれは該当しない、該当するということがあると。そうしたら、かなり計算上複雑になりますよね。そういうことになりますから、ここで数と全体を詰めるのは置きまして、ただ、僕は、本来的にはこの線引きはやめるべきだと思っているのですよ。午前中に同僚議員の質問にもありましたが、保育料の問題、やはり、それは、子育てを支援するという国の施策からいくと、保育園に通っている子どもに対して、保育料は、子どもの数が多いとか少ないとか、収入の問題を抜きにしても、原則保育料は無料ということで、やはりそれは国が責任を持って、そして道内の自治体もそれにかかわって、そういう制度をきちんとつくるのが基本ではないかと思うのですけれども、今はそういういろいろな、複雑な線引きやなんかがあって、都市部で言うと待機児童の問題等が多くあって、今、まだまだ解決していないのですが、町長の判断として、基本的にはそこに、保育料の無料化に向かって取り組んでいくという考え方はございませんか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘のとおり、多子世帯に対する助成の在り方、国の事業の進め方に伴いまして、この360万円という制約を外したという自治体もあるというふうに聞いているところであります。議員からもご質疑のあるとおり、子ども・子育てに対する事務事業、いろいろな取り組みの形、制度の在り方があるというふうに思っております。今回、国のほうで多子世帯に対する補助制度を見直すということで新たな制度が導入されたわけですが、その段階で、この360万円をどうするかというのは、私も含めて、担当のほうとも議論をしたところであります。国が360万円という上限を設けたというところには根拠があるというふうにも考えますし、それをとって、すべからず全ての多子世帯に対して無料化にするという方針もあるかなというふうには思っているところであります。

私も、この国の考え方を入れる段階に当たって協議した結果、大樹町の段階としては、まず国のやり方を制度として導入していこうということで、国の形での制度の導入に至ったということであります。今後、保育料の無料化も含めて、どの事務事業の在り方、子育て支援の在り方が安心して暮らせるまちづくりに対して効果があるかというところを見据えた中で取り組んでいくということが必要かなというふうに思っております。そういう部分では、どの形をさらに一歩進めていくかということ、それについては、選択と集中と申し上げてもいいのかわかあれですが、選んだ中で、どれが一番効率的で、どれが一番望まれるかと。費用対効果も含めて、どこがいいかというところはしっかりと議論をして、予算化または事

業化を進めていくということが町の姿勢として求められるのではないかなというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、全てがただで、全てが無料であればいいのは、本人はいいのですけれども、それが、すぐさま簡単に、よし、明日からやろうというふうにできるかどうかというのは、なかなか難しい問題だというふうに思います。ただ、環境をつくるという基本理念と、それから、原則国がそういう制度をつくるとなれば、国の責任でもって自治体の負担を軽減をして、そういうふうになるような、それがあるべき姿ではないかというふうに思いますので、そのことは今後の議論として、またいろいろ検討の余地があると思いますので、そこはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう1点の出産祝い金制度、この制度の名前は別にして、出産に対する祝い金ということなのですが、既に多くの自治体では、子育て支援の目玉として祝い金制度を設けているところがあるやに聞いていまして、マスコミ報道でもあります。例えば、第5子になったら100万円とか、第3子から50万円とか、多子でなくて第1子から5万円だったものを10万円とか、第2子20万円とかとあるのですが、他町村のことは別にしまして、大樹においても、できればそういう制度を早期につくるべきではないかと。特に、大樹町の目標が2035年に向かって2.07人ですから、ノルマではありませんが、2人を超えて3人、4人となった場合に、それは町の考え方に対して、上乘せというか、その数値を超えているわけですから、例えば、少なくとも子育てに必要な経費の一部として、祝い金というのは、支払い方はいろいろありますけれども、当然あってしかるべきでないかというふうに思います。

そのことが励みになるとは言いませんが、そういうふうな制度を設けながら、地域の活性化を図る一つ的手段として、例えば、今どうしても避けられないのは、働いて給料をもらったら買い物は帯広とかと、なかなか地元での購買力が高まらないという現実実態もあります。この制度、やっぱり町がお金を負担するわけですから、これは地元で消費できるような、地元の購買力を高められるような手段として、地元で使える商品券を活用すると。例えば、50万円出すのだったら、1年10万円ずつで地元でお買い物をしてくださいということの限定なんかだったり、それは手段としての方法だというふうに思うのですよ。そのことによって、さきやかかもしれませんが町の活性化につながり、また、一方では、自治体によって、子育て世帯が住宅を新築したら幾らか助成をするという自治体もあるやに聞いています。そのことも、地元の業者を使って住宅建設をできるような対応を考えながら、制度として設けることも一つの方法ではないかと思うのですが、町長、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

2点目のご質問で、祝い金制度の導入と、その制度に対する商品券の活用のご意見をいただいております。先ほど答弁をさせていただいたところでもあります。

子ども・子育ての支援の事業の在り方の中で、祝い金制度を導入している自治体も、管内にもあるということは私も承知をしているところでありますし、議員がおっしゃられたとおり、5人目には100万円という金額を設定している自治体もあるということも承知をしているところであります。どういう形が大樹町にとって、人口減少を食い止めて、また、子育てのしやすい安心なまちづくりになるかというところは、町としても当然、そこを念頭に置きながら事務事業を取り組んでいるところでもあります。

祝い金制度の導入については、以前にも一般質問等で同僚議員からもご質問をいただいたということも私も思っておりますし、その中でも商品券の活用等のご意見も伺ったというふうに思っているところでもあります。大樹町が取り組んでおりますいろいろな事務事業の中で、商品券の活用については地元の商工会の振興にも寄与するという思いは、私も議員も一緒だというふうに思っております。町も積極的に商品券の活用については取り組んでいるところでもあります。

子ども・子育ての支援事業ということでは、大樹町に長く住んでいただくということで、新築住宅の助成制度を今、検討を進めているところであります。それについては、新年度からの導入を目指して、何とか今年度中に形づくって、早い段階で住民の方々に周知をできないかというところで、今、作業を進めているところであります。その中で、子どもがいる世帯等についても上乗せを設ける、または地元の業者が新築にかかわる部分では、うちからの助成金を上乗せをさせていただくというようなことも検討の中には入っているということでお伝えをしたいというふうに思っているところであります。

子ども・子育てを進める、安心して暮らせるまちづくりを進めるに当たっての方策としては、祝い金制度というのにも効果はあるのかなというふうに思っておりますが、私どもの今の検討の段階では、地域のいろいろな経済的な波及も大きいであろうということ、また、持ち家を持っていただくということで、大樹町に長くお暮らしをいただけるというようなことも含めて、新年度に向けて、新築の住宅に対する補助制度の導入について、検討を先に進めているということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

祝い金制度については、今後、管内の情勢も踏まえて、大樹町に必要な制度であるということであれば導入に向けて検討をしていきたいというふうに思っておりますし、もし導入する際には、商品券の活用についても積極的に考えていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

将来の考え方については理解をしたいと思います。

地元の購買力の問題で言うと、商品券がいいかどうかという問題はあるのですが、例えば、

町が何かの制度をつくって町の活性化を図りたいといったときに、お金は出したけれども、そのお金が全部ほかに逃げていくというのなら、何となく寂しいというか、効果がないと。少しでも有効にお金を使って、地元が潤うと言ったら変ですが、喜べる、町全体がそこで活性化に、ほんの一步でもつながるとなれば、そういう制度を模索しながら町民の理解を得ていくのが行政ではないかというふうに思います。お金は使ったけれどもと言ったら、町の人からそのお金はどこに行ったのだと言ったら、みんなどこかに行きましたという話では身もふたもないので、やはりこういうふうにして、地域が人口減少、過疎化とか言われる中で、あるお金を有効に使って、住む人に喜んでもらって、地域で事業をしている人にも喜んでもらえるような、そして、移住の問題も含めて、大樹で住みたいという、そして子どもを産んで育てたいと思ってもらえるようなまちづくりについて、これからも、今日の今の議論も含めて、あらゆる課題でぜひ検討を深めていただきたいということをお願いをして、終わりたいと思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議 長

再開します。

◎延会の議決

○議 長

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これで延会といたします。

延会 午後 1時57分

平成28年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月16日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 52号 平成28年度大樹町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議員の派遣について
- 第 5 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター 所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田 認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	浅井真介
-----	------

学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

角 倉 和 博
井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

鈴 木 正 喜
森 博 之

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長
係 長

小 森 力
鎌 塚 喜代美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
3番 杉 森 俊 行 君
4番 松 本 敏 光 君
5番 西 田 輝 樹 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。
初めに、6番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました内容で、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。
障害者差別解消法に対する取り組みについてであります。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年6月に制定されました。これを受けまして、今年、4月から施行されたところであります。
この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互の個性や人格を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律であります。具体的には、自治体などの行政機関や企業などに対して、障害を持つ人への合理的な配慮が義務づけられていて、不当な差別的な取り扱いが禁止されているものであります。
4月からの施行でありますから、管内の各自治体においては、既存組織である地域自立支援協議会を活用しながら具体的な取り組みを進めていると聞いているところでありますが、大樹町における具体的な取り組みについて、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の障害者差別解消法に対する取り組みについてお答えをいたします。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成25年6月に制定され、本年4月に施行されました。

この法律は、障害があることを理由に、サービスの提供が受けられないことや、商店やレストランなどに入店を拒否されるといった、障害を理由とする不当な差別的な取り扱いを禁止するとともに、車椅子利用の方が乗り物に乗る時に手助けをするなど、障害者への合理的配慮の提供について、行政機関には法的な義務が、民間事業者には努力義務が課せられているところであります。

当町の取り組みとしましては、障がい者への理解や具体的な場面での配慮などを例示した職員向けのサポートブックを作成し、職員に周知をしたところであります。管理職に対しては、庁議で職員の障がい者への対応について留意するよう注意喚起を行っており、今後、詳細な内容については、別途、職員を対象とした研修会を実施し、周知徹底を図りたいと考えております。

また、地域全体で差別の解消に向けた取り組みを進めるネットワークとして、既存の大樹町障害者自立支援協議会の活用を予定しているところでもあります。

なお、民間事業者や住民に対する普及啓発につきましては、5月の広報紙に折り込みで周知をしたところであります。さらに、商工会にもご協力をいただき、商店街の皆様方へ周知をお願いしているところでもあります。

町といたしましても、法の趣旨に基づき、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

本来、こういう法律がなくとも、障がい者を差別するようなことが、我が町だけではなくて日本全体で起きないことが本当は望ましいのでありますが、それがなかなかできない状況にあることから、多くの事例もあり、国が法律を施行せざるを得なかったというような状況ではないかというふうに推察をいたします。

今、町長からお答えがありましたように、職員向けのサポートブック、それから庁議で話をしたり、それから住民に対する広報紙への啓発、商工会に対する協力要請等を、4月以降、4月以前から含めて進めてきているところですが、町長の認識として、現在、この法律に対するそういう取り組みをしながら、どの程度認識が深まったというふうに理解をしている

か、把握をしているか、その考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、この法律が4月から施行されたということであります。内容も私も、職員向けにつくったサポートブック等を読んで、法の趣旨を理解したつもりであります。

大樹町でどのぐらいの浸透が図られているかというところの目安は、私は今のところは承知をしておりません。ただ、このサポートブックの内容を見る限りは、誰しものが安心して暮らせるようなまちづくりを進めるということで、障がいのある、なしに関わらず、例えば町の姿勢として、町民皆様に接する当たり前のことを書いてあるというような内容かなというふうに思っているところでもあります。そういう意味で、今回の障がいのある方へのサポートブックということではありますが、住民サービスを提供する、住民の方にサービスを提供するという町の職員の立場であれば、もう当然のような内容の中身でありますので、そういう部分で、障がいのある、なしに関わらず、住民サービスの向上を図る意味でも徹底していきたいなというふうに思っておりますし、そういう形で、不当な、差別的な取り扱いなどということがあり得ないような、そういうまちづくりを進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

今現在、4月以降、これがどのぐらい浸透しているかというのは、私自身、直接肌で感じたこともないのでお答えはできかねますが、役場職員に対する、この制度の普及を含めて、住民の皆様にも、この法律のコンセプトと申しましょうか、もともになるところについては、しっかりと普及を図っていければなというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

4月施行でありますから、一気に町民全体に浸透して、オーケーというような状況はなかなか難しいかと思いますが、私は、原則な話は先ほどちらっと言いましたけれども、この法律ができたことによって、そして町がそれをPRすることによって、今後のまちづくりにおいて、大樹の町は、そういう単なる住民サービスだけではなくて、そういう障がい者に対する差別がない町だという位置づけというか、そういうPRが、例えば観光客や、それから、広く言えば移住を希望する人たち、そういう人たちに、大樹の町のイメージ、印象として、そういうことを町民ぐるみで進めることによって、できるのではないかということの一つは町づくりのテーマとしていただきたいと。先ほど言いませんでしたが、障がい者に対する取り組みとしては、障がい者の支援法もありましたし、それから、2012年にできました虐待防止法、そして今回の差別解消法等々あるのですが、例えば2012年の虐待防止法によって、そういういろいろな障がい者施設や地域において、虐待する事例があったときに、こういうことがありますと、こういうことはだめですというふうに、そういうふうな提案と

どうか、そういうことをした結果によっては、それに対する裁判の訴訟になったり、逆にそういうことを報告する人たちが訴えられるというような状況があったり、そうすると、その町自体がやっぱり、ここは人に優しい町ではないというようなイメージがあるわけです。ですから、まだ浸透していないとすれば、やっぱり町民全体がそういう理解を示して行動に移せて、みんなで、この障がい者の差別だけではなくて雇用の問題も、そして虐待のない、そういうふうに優しい町ということに位置づけられるように、町の取り組みとして早期に浸透させていくべきではないかというふうに思いますが、そのことについてはいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段の答弁でも私のほうからも発言をさせていただきましたが、全ての町民の方が安心して暮らせるような、住みやすい町にするということは、総合計画でもうたっておりますし、その理念については私もしっかりと努めていきたいというふうに思っております。

その住みやすい町づくりを進める上で、障がいのある方、またはいろいろな方々がいらっしやいますので、分け隔てなく、誰しものが安心して暮らせるということで、その方策については、いろいろこれから、議員がおっしゃるような部分も含めて進めていければなどというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、ぜひそうあるべきだし、あってほしいと思っています。まだ町でこういう事例は、こういうことがありますというのは聞いていないし、承知をしていない実態でありますし、どの程度浸透したかについては、私もつぶさには把握していないところであります。ぜひ、法律ができたから大丈夫ではなくて、言葉で約束したから大丈夫ではなくて、みんなが、一人一人が行動に移せるような町にしていくことが大切でないかというふうに思います。

今の町長の発言で、早期にこの法律の趣旨を町民が理解をして、障がい者に優しい町としてのイメージが大樹町に根づくように、ぜひ具体的な取り組みを、より一層深めていただきたいということを期待をし、これからもいろいろな面で議論をしていっていただきたいということをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議 長

次に、9番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長に質問をいたします。

まず1点目に、高校生に対する医療費の助成についてお伺いをいたします。

積極的な子育て支援対策として、高校生まで医療費を助成する考えはないか、お伺いをい

たします。

また、地域格差のないように、国に対して一律の制度をつくるよう求めてはどうか、お伺いをいたします。

また、町内の高校生の通院と入院を全額助成した場合、どのくらいの予算が必要なのか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の、高校生まで医療費を助成する考えについてお答えをいたします。

医療費の自己負担額に対する助成は、子育て支援の重要な施策の一つであり、町では助成対象を拡大し、中学生までの医療費を全額助成しているところであります。平成26年度の乳幼児及び児童医療費の助成額は約2,100万円で、このうち426万円程度が道の補助金となっております。

医療費助成制度の拡大につきましては、大樹町人口減少対策ワーキンググループや、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議などにおいて検討を行ってまいりましたので、若干その内容についてご説明をさせていただきます。

助成の対象を高校生世代まで拡大した場合、平成26年度の国民健康保険の医療費や住基人口などを参考にした試算では、新たに対象となる人数が約140人、助成額で約200万円程度となっております。その時点では、管内において、高校生世代まで拡大している市町村はなく、道内の状況としても一部の市町村で始まったばかりであることなどから、住民が負担することに理解を得られやすいと考え、他の子育て支援施策を優先すべきとされたところであります。一方で、無料化を拡大する傾向が見られたことから、他市町村の動向を気にする必要があること、制度を拡大する場合には住所要件などで不公平感がないように取り組みが必要であることなど等が提言されたところでもあります。

高校生世代までの助成拡大についての考え方についてであります。最近の他の市町村の動向を調査したところ、平成27年度の北海道の取りまとめでは、全道179市町村のうち、中学生までの医療費を全額助成しているところが104の市町村、そのうち高校生世代まで拡大しているのは、入院のみを対象としているところも含めて32の市町村となっております。また、今年度になってから高校生世代まで拡大した市町村も複数見られます。管内においては、上士幌町がふるさと納税の基金を活用して、昨年8月から助成対象としているところでもありますので、これらの状況も考慮しながら、適切な子育て支援施策を検討してまいりたいと考えております。

地域格差のないように、国に対して一律の制度をつくることを求めてはどうかのご提案もいただいておりますが、これまでも町村会を通じて要請活動を行っており、引き続き、必要な部分については要請してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

最近の傾向として、高校生まで拡大している町村が増えてきているのは事実ですね。先ほどありましたが32市町村で、入院のみを対象とするところも含めてということですが、高校生の場合、元気な人が多いということで、けが以外はそう多くないというのが通例ですね。

そういうことで、全額、通院、入院までしていただくよう、ぜひ適切な支援策を検討していきたいということですので、その方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

この子どもの医療費の助成関係についてですが、昨年9月に厚生労働省が、このことについて、町村会、市町会ですか、受けたりして、検討会を立ち上げたというふうに聞いておりますが、その内容についてお伺ひをいたします。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま国のほうの、子どもの医療制度についての検討の状況についてということで、承知しているかということでしたので、把握している分だけお答えさせていただきたいと思ひます。

厚生労働省のほうで昨年9月に、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会というものを立ち上げまして、今年の3月までの間に5回の検討をされているように報道がされております。それらのまとめとして、3月28日付で議論の取りまとめということで公開がされているところでございます。

この中では、子どもの医療制度の在り方全般についての議論が進められているようでございますが、今の子どもの医療制度にかかわる部分についても報告としてまとめられておまして、各自治体間で単独事業として実施されている医療費の無料化の拡大に関しても、一部提言がまとめられてございます。近年、自治体間の対象範囲の拡大に向けた競争が激しくなる傾向にもあるということもあって、統一的な基準を示す必要があるのではないかとというような提言がまとめられているというふうに承知しております。

国の状況については、そのような形で、公開されているものについて承知しているところでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。

国の方向では、そういうことで、子どもの医療費についての自治体間の競争という、無料化の競争等が激しくなっているということが、そういう表現はそのとおりのんでしょうけれども、実際は、競争ではなくて、やっぱり必要でそれぞれの町村が行ってきているというふうに解釈するのが私は適當でないかなと。厚生労働省のこの表現はちょっと、そういう意味

ではないのではないかなと、自治体にいてそう思いますね。

それで、ぜひこれを進めるためにも、当大樹町としても無料化を急いで検討していただきたいと思いますが、再度町長にお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほども答弁の中で私のほうからも発言をさせていただきましたが、大樹町も中学生までの医療費については全額助成を進めているところであります。

国のほうでも、競争という例えがありましたが、やはり医療については、安心な医療の提供という部分、または中学生までの費用負担については国がすべきだなというところは私も思っておりますし、それはぜひ国の方策として、そういう形はとっていただくことが必要だというふうには思っておりますし、その要請はさせていただきたいと思います。ただ、高校生までというところになりますと、それについては、どういう形で医療の提供をすべきかというところ、費用の負担をしていくかというところについては、まだまだ議論があるというふうに思いますので、その部分については、今後、大樹町での子育て支援の在り方等も含めて、いろいろな方策の中で、必要があればそういう方策もとるということを検討していかなければならないというふうには思っているところであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の子育て支援という部分でも、委員の中からそういうご意向もあったということ、また、町としても、高校生の医療費が、町が負担した場合はどのぐらいの規模になるかということも試算をしておりますので、そういう部分も含めて、今後、無料化の是非については検討していく必要があるかなというふうには思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そういうご意見もあったということで、ぜひ、200万円ということですが、その方向でご検討をお願いしたいと思います。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議 長

次の質問に移ってください。

○志民和義議員

国道336号線の歴舟橋の拡幅について、町長にお伺いをいたします。

現在の歴舟橋の幅が狭く、大型車同士の交差をする場合、どちらか一方が停止をしなければならず、また、大型車と普通車との交差をする場合も、交通事故の危険性もあります。また、最近、自転車愛好家からも拡幅を求める声をお聞きしておりますので、国に対して拡幅を求めてはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の、国道336号線歴舟橋の拡幅についてお答えをいたします。

国道336号線歴舟橋は、昭和47年、道道美成豊似停車場線の整備とともに歴舟橋を整備、全長553.6メートルの長大橋が完成したところであります。これにより、歴舟川を挟む二つの漁業集落が結ばれたほか、釧路方面と日高、苫小牧、札幌方面とのアクセスが確保され、多くの車両が通行するようになってきたところであります。

昭和50年、国道に昇格し、336号線として現在に至っておりますが、道道基準で整備されたままのため、有効幅員が6メートルと狭隘で、近年の交通量の増加、特に大型貨物車両の増加と農業機械の大型化などにより、車両の交差ができない場面が多く、非常に危険な状態にあると思っております。これまで十勝活性化推進期成会の要望や地域政策懇談会などの機会を捉え、国や政党へ歴舟橋の拡幅を要望してきたところでもあります。同じ国道336号線の芽武橋、当縁橋については拡幅工事を行っており、以前よりもスムーズに通行できるようになっておりますが、長大橋である歴舟橋は、規模が大きいことがあり、大工事になるため、現在まで着手されずに来ているところであります。

議員がおっしゃられるように、自動車以外にも、近年の自転車ブームもあり、交通事故の危険性は増しているものと思っておりますので、今後もあらゆる機会を捉え、国土交通省や関係機関に対し、早期の拡幅実現に向け要望してまいりたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

道道規格でできたところに国道というふうに昇格したので、橋はそのままということで、これはやっぱり、ぜひ拡幅、また難しい問題もあるかなと、ピュアな問題、道もそこら辺も恐らく今調査しているのではないかというふうに思いますが、これについて、さらに強く要望していただきたいと思います。あわせて、自転車の方からも、この南十勝、そんな特別な坂があるわけではなく、また、山、そして畑の風景、また海岸線と、こういう大変恵まれた自然と、そういう中を走るので、非常にいいところだというふうに話を聞いております。大会も開かれているようですね、去年とか。大会というか、グルメの何か、食べ歩きの自転車の旅というのか、そういうものが開かれたようなので、そういう点からも非常に有効だと考えておりますので、再度、機会を捉えて要望していただきたいと思いますというふうに考えております。

再度、自転車のことについても伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、引き続き関係機関に強く要望していきたいと思っております。

○議長 長

志民和義君。

○志民和義議員

8月にも私、道庁に行きますので、その機会を捉えて、私からもぜひお伝えしていきたいというふうに考えております。

これで私の質問を終わります。

○議長 長

これをもって、一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第52号

○議長 長

日程第3 議案第52号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第52号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町一般会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ139万2,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは議案第52号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ139万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億3,115万円とするものでございます。

3ページをお開きください。

教育費、社会教育総務費、子ども交流事業、旅費から使用料及び賃借料まで139万2,000円の増。財源につきましては、国・道支出金、国庫委託金でございしますが、131万円の増、一般財源が8万2,000円の増でございします。大樹町の友好都市、吉岡町からの小学生受け入れ交流事業が、総務省の都市農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業に選ばれたことから、受け手側といたしまして、体験交流事業の主体となる南

十勝長期宿泊体験交流協議会STEPへの委託料のほか、移動車両の借り上げ料、事務経費を計上したものでございます。送り手側の吉岡町には、子どもと引率者の旅費や事務経費に対する補助金が交付されるとお聞きしてございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額62億2,975万8,000円、補正額、10款教育費で139万2,000円の増。補正後の歳出合計が62億3,115万円。

続きまして、1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計、補正前の額62億2,975万8,000円、補正額、14款国庫支出金及び19款繰越金で139万2,000円の増。補正後の歳入合計が62億3,115万円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富議員

ちょっと私、耳が悪いから聞き漏らしたと思いますけれども、何名来られますか、子ども。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

吉岡町からは、子ども30名、それと引率者6名ということでお聞きをしております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第52号平成28年度大樹町一般会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議員の派遣について

○議 長

日程第4 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長に一任とすることに決しました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、平成28年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分